
令和元年 9 月 宇美町議会定例会会議録 (第2日)

令和元年9月5日 (木曜日)

提出された案件は次のとおり

- 日程第1 選挙管理委員及び補充員の選挙
- 日程第2 同意第1号 宇美町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第3 同意第2号 教育委員会委員の任命について
- 日程第4 同意第3号 糟屋郡公平委員会委員の選任について
- 日程第5 同意第4号 糟屋郡公平委員会委員の選任について
- 日程第6 同意第5号 糟屋郡公平委員会委員の選任について
- 日程第7 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第8 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第9 議案第33号 葬祭場使用料の一部助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第34号 宇美町印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第35号 宇美町地域コミュニティ推進条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第36号 宇美町会計年度任用職員給与及び費用弁償に関する条例について
- 日程第13 議案第37号 宇美町会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整理等に関する条例について
- 日程第14 議案第38号 平成31年度宇美町国民健康保険特別会計補正予算 (第1号)
- 日程第15 議案第39号 平成31年度宇美町上水道事業会計補正予算 (第1号)
- 日程第16 議案第40号 平成31年度宇美町一般会計補正予算 (第2号)

本日の会議に付した事件

- 日程第1 選挙管理委員及び補充員の選挙
- 日程第2 同意第1号 宇美町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第3 同意第2号 教育委員会委員の任命について
- 日程第4 同意第3号 糟屋郡公平委員会委員の選任について
- 日程第5 同意第4号 糟屋郡公平委員会委員の選任について
- 日程第6 同意第5号 糟屋郡公平委員会委員の選任について
- 日程第7 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第8 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について

- 日程第9 議案第33号 葬祭場使用料の一部助成に関する条例の一部を改正する条例について
 日程第10 議案第34号 宇美町印鑑条例の一部を改正する条例について
 日程第11 議案第35号 宇美町地域コミュニティ推進条例の一部を改正する条例について
 日程第12 議案第36号 宇美町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について
 日程第13 議案第37号 宇美町会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整理等に関する
 条例について
 日程第14 議案第38号 平成31年度宇美町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
 日程第15 議案第39号 平成31年度宇美町上水道事業会計補正予算（第1号）
 日程第16 議案第40号 平成31年度宇美町一般会計補正予算（第2号）

出席議員（14名）

1番 丸山 康夫	2番 平野 龍彦
3番 安川 繁典	4番 藤木 泰
5番 入江 政行	6番 吉原 秀信
7番 時任 裕史	8番 黒川 悟
9番 脇田 義政	10番 小林 征男
11番 飛賀 貴夫	12番 白水 英至
13番 南里 正秀	14番 古賀ひろ子

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 川畑 廣典	
書記 太田 美和	書記 松田 好弘

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 木原 忠	副町長 …………… 高場 英信
教育長 …………… 佐々木壮一朗	総務課長兼福祉課長 …… 佐伯 剛美
政策経営課長 …………… 工藤 正人	財産活用課長 …………… 中西 敏光
まちづくり課長 …………… 丸田 宏幸	税務課長 …………… 江崎 浩二
会計課長 …………… 藤井 則昭	住民課長 …………… 八島 勝行
健康づくり課長 …………… 飯西 美咲	子育て支援課長 …………… 安川 禎幸

環境課長 …………… 太田 一男 農林振興課長 …………… 瓦田 浩一
建設・都市計画課長 … 藤木 浩一 上下水道課長 …………… 藤木 義和
学校教育課長 …………… 原田 和幸 社会教育課長 …………… 安川 忠行
町制施行100周年事業推進事務局長 …………… 安川 茂伸

10時00分開議

○議会事務局長（川畑廣典君） 起立願います。礼。おはようございます。着席願います。

お手元に、本日の議事日程第2号をお配りしておりますので、御確認を願います。

○議長（古賀ひろ子君） 本日の会議を開きます。

お諮りします。本日、投票による採決がありますが、9番、脇田議員の投票については、記載を自席で行い、事務局職員をして代理投函させたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 異議なしと認めます。したがって、9番、脇田議員の投票については、記載を自席で行い、事務局職員をして代理投函することに決定いたしました。

日程第1. 選挙管理委員及び補充員の選挙

○議長（古賀ひろ子君） 日程第1、選挙管理委員及び補充員の選挙を議題といたします。

皆さん、御承知のとおり、現在の選挙管理委員及び補充員の方々の任期が10月15日をもって満了となります。したがって、地方自治法第182条の規定により、このたび議会が選挙管理委員及び補充員の各4名を選出するものであります。詳細につきましては、先日の全員協議会で協議の結果、議員皆様の意見の一致を見たことを御報告しておきます。

それでは、選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推薦にしたいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定いたしました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 異議なしと認めます。したがって、指名の方法は、議長が指名することに決定しました。

ここで資料配付を行います。

[資料配付]

○議長（古賀ひろ子君） 選挙管理委員には、土生政勝氏、林克紀氏、山田正義氏、西川博之氏、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名した方を選挙管理委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（古賀ひろ子君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました土生政勝氏、林克紀氏、山田正義氏、西川博之氏、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員には、第1順位、香月規孝氏、第2順位、平野耕士氏、第3順位、松本純三氏、第4順位、櫻木幸弘氏、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（古賀ひろ子君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました第1順位、香月規孝氏、第2順位、平野耕士氏、第3順位、松本純三氏、第4順位、櫻木幸弘氏、以上の方が順序のとおり選挙管理委員補充員に当選されました。

日程第2. 同意第1号

○議長（古賀ひろ子君） 日程第2、同意第1号 宇美町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。佐伯総務課長。

○総務課長兼福祉課長（佐伯剛美君） 改めまして、おはようございます。総務課でございます。よろしく願いいたします。

同意第1号でございます。宇美町固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。宇美町固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任することについて、議会の同意を求めるものでございます。

住所、XXXXXXXXXX、氏名、松田初善氏、生年月日、XXXXXXXXXXでございます。

提案の理由でございます。宇美町固定資産評価審査委員会委員松田初善氏の任期が令和元年9月30日に満了することに伴い、同氏を再任することについて、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

ページをおめくりください。

1 ページには略歴を載せさせていただいております。同氏につきましては、最終学歴、中央大学法学部を卒業後、その後、福岡県庁に入庁され、平成20年3月に定年退職をされております。その後、障子岳区の区長を務められ、宇美町の固定資産評価審査委員会委員に就任され、現在に至る状況でございます。

ページをおめくりください。

資料の2になります。地方税法の抜粋を上段に載せていただいております。第423条第3項になりますが、固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者、または固定資産の評価について、学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任するものでございます。

下段には、表になっておりますが、現在の委員3名の氏名と任期を記載させていただいております。

以上で説明を終わります。御審議の上、同意いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので、採決に入ります。

この採決は起立によって行います。同意第1号 宇美町固定資産評価審査委員会委員の選任について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、同意第1号は原案のとおり同意することに決定されました。

日程第3. 同意第2号

○議長（古賀ひろ子君） 日程第3、同意第2号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。原田学校教育課長。

○学校教育課長（原田和幸君） 失礼いたします。学校教育課より説明をさせていただきます。

同意第2号 教育委員会委員の任命について、宇美町教育委員会委員に次の者を任命することについて、議会の同意を求めます。令和元年9月4日、宇美町長木原忠。

住所、XXXXXXXXXX、氏名、金子辰美氏、生年月日、XXXXXXXXXXでございます。

提案理由でございますが、宇美町教育委員会委員金子辰美氏の任期が令和元年9月30日で満了することに伴い、同氏を再任することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

恐れ入りますが、資料1ページをお開き願います。

参考資料といたしまして、金子辰美氏の経歴等を添付しております。金子辰美氏は、福岡教育大学を御卒業後、昭和52年4月、古賀町立小野小学校教諭に採用され、平成26年3月、志免町立志免西小学校校長を最後に退職されるまで、長きにわたり学校現場の第一線で活躍をされてこられました。この間、福岡県教育センターや福岡県教育庁の指導主事として、教育行政の分野においても携わってこられた方でいらっしゃいます。退職後は、福岡教育大学学生支援課ボランティアコーディネーター、また教職大学院特任教授を務められておられます。平成27年10月からは、宇美町教育委員会委員として、宇美町の教育発展のため、御尽力をいただいております。

続いて、資料2ページをお願いいたします。

今回の任命の根拠となります法律の抜粋を添付しております。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第3条におきまして、教育委員会は、教育長及び4人の委員をもって組織すると規定されており、第4条第2項において、委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するものの中から、地方公共団体の長が、議会の同意を得て任命するとなっております。任期につきましては、第5条に規定されており、委員の任期は4年となっております。したがって、今回同意をいただきましたら、任期につきましては令和元年10月1日から令和5年9月30日までの4年間となります。

下段に、現在の宇美町教育委員会委員の名簿を添付しておりますので御参照ください。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、同意いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから、同意第2号 教育委員会委員の任命についてを採決いたします。

この採決は無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（古賀ひろ子君） ただいまの出席議員数は13人であります。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に2番、平野議員及び3番、安川議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。本案に同意することに賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により「否」とみなすことにいたします。

[投票用紙配付]

○議長（古賀ひろ子君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（古賀ひろ子君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

[投票箱点検]

○議長（古賀ひろ子君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。議会事務局長が議席番号と議員名を読み上げますので、順番に投票をお願いいたします。

[事務局長点呼・議員投票]

.....

1 番	丸山 議員	2 番	平野 議員
3 番	安川 議員	4 番	藤木 議員
5 番	入江 議員	6 番	吉原 議員
7 番	時任 議員	8 番	黒川 議員
9 番	脇田 議員	1 0 番	小林 議員
1 1 番	飛賀 議員	1 2 番	白水 議員
1 3 番	南里 議員		

.....

○議長（古賀ひろ子君） 投票漏れはありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（古賀ひろ子君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。2番、平野議員及び3番、安川議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

[開票]

○議長（古賀ひろ子君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数13票、有効投票13票、無効投票なし。有効投票のうち、賛成13票、反対ゼロ票。以上のとおり賛成が多数です。したがって、同意第2号 教育委員会委員の任命については、

原案のとおり同意することに決定されました。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

日程第4. 同意第3号

日程第5. 同意第4号

日程第6. 同意第5号

○議長（古賀ひろ子君） 日程第4、同意第3号 糟屋郡公平委員会委員の選任についてから、日程第6、同意第5号 糟屋郡公平委員会委員の選任についてまでを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。佐伯総務課長。

○総務課長兼福祉課長（佐伯剛美君） 失礼いたします。総務課から説明させていただきます。

まず最初に、今、議長のほうからもありましたが、同意3号から同意第5号までにつきましては、糟屋郡公平委員会委員の選任についての内容でございます。これにつきましては、関係する糟屋郡1市7町、また構成される一部事務組合、これらにつきましても、9月定例会の中で同一議案として上程されている内容でございます。

これから御説明差し上げますが、説明文と提案理由につきましては同一になりますので、最初の1件のみ説明させていただき、あとは割愛をさせていただきますことを事前に御了承願いたいと思います。

それでは、同意第3号でございます。糟屋郡公平委員会委員の選任についてでございます。糟屋郡公平委員会規約第3条第1項の規定に基づき、次の者を糟屋郡公平委員会委員に選任することについて、議会の同意を求めるものでございます。

住所、XXXXXXXXXX、氏名、小河武文、生年月日、XXXXXXXXXXでございます。

提案理由につきましては、糟屋郡公平委員会委員の任期が、令和元年10月31日で満了することに伴い、後任委員を選任するに当たり、糟屋郡公平委員会規約第3条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

ページをおめくりください。参考資料を添付させていただいております。

同氏につきましては、古賀市からの輪番による推薦者でございます。経歴が中段以下に記載させていただいております。昭和48年に福岡大学を卒業され、その後、古賀町役場のほうに御入庁されております。その後、上下水道部長、また建設産業部長、総務部長等を歴任され、平成22年に古賀市役所を定年退職されておられます。その後は古賀市の商工会事務局長等を歴任され、現在に至る状況でございます。

ページをおめくりください。

同意第4号でございます。糟屋郡公平委員会の委員の選任についてでございます。住所は、
[REDACTED]、氏名は、緒方博氏でございます。生年月日につきましては、
[REDACTED]の方でございます。

ページをおめくりください。

参考資料として、同氏の経歴等を載せていただいております。同氏につきましては、輪番による志免町からの推薦者でございます。経歴につきましては、昭和48年に大分大学を卒業後、昭和49年に志免町役場に入庁され、その後、教育委員会学校教育課長、また子育て支援課長等を歴任され、平成22年に志免町役場のほうを退職されておられます。その後は福岡県介護保険広域連合の事務局長等を歴任され、その後、今現在につきましては、総務省の行政相談員という形で就任されている方でございます。

ページをおめくりください。

同意第5号でございます。同じく糟屋郡公平委員会委員の選任についてでございます。住所、
[REDACTED]でございます。氏名、尾畠弘典氏、生年月日は、
[REDACTED]の方でございます。

ページをおめくりください。

参考資料として、同氏の略歴等を載せていただいております。同氏につきましては、学識者として推薦されている方でございます。中段以下に経歴を載せていただいております。平成21年に九州大学法科大学院を修了され、平成22年に弁護士登録をされておられます。その後、法律事務所等で勤務をされ、平成24年からは古賀市の任期付職員として活躍されておられます。現在は弁護士法人大本総合法律事務所福岡支店に勤務をされているところでございます。

以上で説明を終わります。御審議の上、同意いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので、採決に入ります。

念のため申し上げます。これから採決を行いますが、採決はそれぞれの議案ごとに起立によって行います。

では、同意第3号 糟屋郡公平委員会委員の選任について採決いたします。同意第3号 糟屋郡公平委員会委員の選任について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、同意第3号 糟屋郡公平委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定されました。

次に、同意第4号 糟屋郡公平委員会委員の選任について採決をいたします。同意第4号 糟屋郡公平委員会委員の選任について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、同意第4号 糟屋郡公平委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定されました。

次に、同意第5号 糟屋郡公平委員会委員の選任について採決をいたします。同意第5号 糟屋郡公平委員会委員の選任について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、同意第5号 糟屋郡公平委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定されました。

日程第7. 諮問第2号

○議長（古賀ひろ子君） 日程第7、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。安川社会教育課長。

○社会教育課長（安川忠行君） 失礼いたします。諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について、人権擁護委員の候補者に次の者を推薦する。令和元年9月4日提出、宇美町長木原忠。

氏名、榎田千鶴子、住所、生年月日は記載のとおりでございます。

提案理由、人権擁護委員榎田千鶴子氏の任期が令和元年12月31日で満了することに伴い、同氏を候補者として推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

次の1ページをお願いいたします。

参考資料1としまして、榎田氏の略歴を添付しております。

次の2ページをお願いいたします。

参考資料2としまして、人権擁護委員法の抜粋及び人権擁護委員の名簿を記載しております。

御参照ください。

以上で説明を終わります。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので、採決に入ります。

この採決は起立によって行います。

これから、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。本案について、人権擁護委員候補者として適任という意見を付することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、諮問第2号は、人権擁護委員候補者として適任という意見を付することに決定いたしました。

日程第8. 諮問第3号

○議長（古賀ひろ子君） 日程第8、諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。安川社会教育課長。

○社会教育課長（安川忠行君） 失礼します。諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について、人権擁護委員の候補者に次の者を推薦する。令和元年9月4日提出、宇美町長木原忠。

氏名、田中松子、住所、生年月日は記載のとおりでございます。

提案理由、人権擁護委員薬師寺眞理子氏が令和元年7月30日付で辞任したことに伴い、田中松子氏を候補者として推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

次の1ページをお願いいたします。

参考資料としまして、田中松子氏の略歴を、次の2ページをお願いいたします。参考資料2としまして、人権擁護委員法の抜粋及び人権擁護委員名簿を記載しております。御参照ください。

以上で説明を終わります。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので、採決に入ります。

この採決は起立によって行います。

これから、諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。本案について、人権擁護委員候補者として適任という意見を付することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、諮問第3号は、人権擁護委員候補者として適任という意見を付することに決定いたしました。

日程第9. 議案第33号

○議長（古賀ひろ子君） 日程第9、議案第33号 葬祭場使用料の一部助成に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。八島住民課長。

○住民課長（八島勝行君） 失礼いたします。

議案第33号 葬祭場使用料の一部助成に関する条例の一部を改正する条例について、上記の議案を別紙のとおり提出いたします。

提案理由につきましては、北筑昇華苑組合立北筑昇華苑使用料の収納事務が、構成市町から北筑昇華苑組合に変更されたことに伴い、所要の規定を整備する必要がある。これが、この条例案

を提出する理由であります。

お手元の議案の1ページが改正条例の本文、2ページが新旧対照表、3ページには説明用の資料をおつけしております。改正内容の御説明の前に、改正に至る経緯を御説明いたします。

資料の3ページをお開きください。

平成31年4月1日付で北筑昇華苑の火葬に係る使用料が改正され、これに合わせまして、北筑昇華苑組合の構成市町において、すべての構成市町の助成金の額が統一されました。このことを受けまして、北筑昇華苑組合及び構成市町の事務の効率化を図るため、これまで構成市町の窓口で使用料を徴収していたものを、令和元年7月1日付の火葬許可分以後の使用料につきましては、北筑昇華苑組合の窓口で、直接徴収するように変更されました。

具体的な徴収事務の変更点につきましては資料の下段に記載しておりますが、これまでの取り扱いでは、利用者は役場に個人負担分を納入し、役場は個人負担分に助成分を合算し、北筑昇華苑組合に納入をしておりました。

変更後の取り扱いでは、利用者は役場ではなく北筑昇華苑組合に個人負担分を納入することとなり、北筑昇華苑組合が構成市町ごとの利用実績に応じて、助成分をそれぞれに請求し、構成市町は助成分のみを北筑昇華苑組合に納入することとなったものでございます。

それでは、改正の内容について御説明いたします。2ページの新旧対照表をお開きください。右側に現行の規定を、左側に改正案を記載しております。

現行の第2条の規定は、北筑昇華苑における火葬の使用料の一部を助成する対象について定めたもので、助成の対象は、死亡時に町内に住所を有する者、若しくは死産児の遺族、または葬祭を行う者と定めております。また、ただし書きにて、生活保護の葬祭扶助を受ける者を除く、この除外規定を定めております。

冒頭に御説明いたしましたように、火葬に係る使用料の徴収の事務を北筑昇華苑の窓口で取り扱うこととなりましたが、北筑昇華苑組合を構成する市町の中で、このただし書きに相当する除外規定を定めているのは当町のみという状況となっております。そのため、事務の取り扱いを統一するために、このただし書き部分を削るものでございます。なお、この改正を行うことによって、生活保護の葬祭扶助を受ける方が不利益を受けることはございません。

次に、第4条を新設する改正でございますが、これまで助成の方法について、特段の規定を置いておりませんでしたので、助成の方法を明らかにするため、この規定を新設するものでございます。

最後に、施行日でございますが、公布の日から施行することとしております。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、御議決いただきますようお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから議案第33号 葬祭場使用料の一部助成に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第34号

○議長（古賀ひろ子君） 日程第10、議案第34号 宇美町印鑑条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。八島住民課長。

○住民課長（八島勝行君） 失礼いたします。

議案第34号 宇美町印鑑条例の一部を改正する条例について、上記の議案を別紙のとおり提出いたします。

提案理由につきましては、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、登録印鑑の制限等を改めるため、所要の規定を整備する必要がある。これが、条例案を提出する理由でございます。

お手元の議案の1ページ、2ページが改正条例の本文、3ページから7ページまでが新旧対照表、8ページが改正の資料となっております。改正の内容につきましては、8ページの改正資料を見て御説明させていただきます。

8ページをお開きください。

まず、第4条第2項の改正でございますが、第4条第2項の規定は、印鑑登録の際、回答書を持参することにより、登録意思の確認を行うことについて規定したものでございます。現行の条例では、代理人により行うことができる旨を第14条のほうに規定しておりますが、印鑑条例の標準規定令に合わせて第14条の規定を削り、第4条第2項に規定し直すものでございます。

次に、第6条第2項の改正でございますが、外国人住民について、通称が住民票に記載されている場合には、通称の印鑑で印鑑登録をできること、それから住民票に旧氏が記載されている場合には、旧氏の印鑑で登録をできることを明記するものでございます。

なお、この後段の旧氏での印鑑登録の部分につきましては、旧氏の記載に係る住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令の施行日に合わせて、令和元年11月5日に施行することとしております。

以下、改正規定の中で住民票の旧氏の記載に係る改正につきましては、同様に施行日を令和元年11月5日としております。

次に、第6条第3項の改正ですが、非漢字圏の外国人住民の住民票の備考欄に片仮名表記がある場合には、片仮名表記の印鑑で登録できることを明記するものでございます。

次に、第7条の改正ですが、第7条は印鑑登録原票の登録事項を規定したものでございますが、先ほど説明いたしました第6条第2項と第3項の改正に伴いまして、住民票に記載されている通称、片仮名表記、それから旧氏を印鑑登録原票の登録事項に追加するものでございます。

次に、第13条の改正ですが、第13条は印鑑登録の抹消について規定したものでございますが、外国人住民につきましては、通称または片仮名表記の変更などにより、印鑑登録の抹消事由に該当する場合には、職権で印鑑登録を抹消することを、それから旧氏で印鑑登録をした方につきましては、住民票の旧氏登録の変更により、印鑑登録の抹消事由に該当する場合には、職権で印鑑登録を抹消することを明記するほか、死亡や転出など、当然に印鑑の登録が抹消された場合を除き、印鑑の登録を抹消した場合には通知を行うことについて明記するものでございます。

次に、第14条の改正でございますが、改正内容の冒頭で御説明いたしました第4条第2項の改正に合わせて関係箇所を削るものでございます。

次に、第15条の改正ですが、登録印鑑の印影の記録方法を、国が定める印鑑登録に係る事務処理要領の大きさに合わせて改正するものでございます。

最後に、この条例の施行日でございますが、旧氏の記載に伴う改正につきましては、令和元年11月5日に施行、その他の改正につきましては、公布の日から施行することといたしております。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、御議決いただきますようお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから議案第34号 宇美町印鑑条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第35号

○議長（古賀ひろ子君） 日程第11、議案第35号 宇美町地域コミュニティ推進条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。丸田まちづくり課長。

○まちづくり課長（丸田宏幸君） よろしく願いいたします。

議案第35号 宇美町地域コミュニティ推進条例の一部を改正する条例について、上記の議案を別紙のとおり提出する。

提案理由でございます。自治会が地域コミュニティを形成する基礎的な組織として重要な役割を担っていることを鑑み、地域コミュニティの推進のため、自治会加入促進について、所要の規定を整備する必要がある。これが、この条例案を提出する理由でございます。

それでは、1枚おめくりください。

1ページには条例の改正文、さらに1枚おめくりいただきまして、次の2ページには新旧対照表を添付させていただいております。説明につきましては新旧対照表を用いて行わせていただきますので、2ページのほうを御参照ください。右側が現行、左側が改正案となります。今回の一部改正は、主に条文を加えることにより行っております。

第2条、定義に、新たに第4号として、住宅関連事業者住宅の建築、販売、賃貸又は管理をなりわいとして行う者をいう。第8条では、新たに自治会の加入促進と見出しを付して、第1項、町は、町民の自治会への加入及び自治会活動への参加・参画の推進に関して、積極的な広報及び啓発に努めなければならない。第2項、町民は、自らが居住する地域の自治会への加入に努めるものとする。第3項、住宅関連事業者は、自治会への加入促進に関する町の施策に協力するとともに、住宅の建築等を行うに当たっては、当該住宅に入居しようとする者に対して、当該住宅が所在する地域の自治会に関する情報提供を行うように努めるものとする。をそれぞれ加え、現行の8条以下を1条ずつ繰り下げております。

なお、施行日につきましては、公布の日からを予定しております。

以上で説明を終わらせていただきますが、御審議の上、御議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

1番、丸山議員。

○1番(丸山康夫君) 1番、丸山です。第8条です。積極的な広報及び啓発に努めなければならぬと、具体的にどういった広報と啓発を行う予定ですか。それは、いつ行うんですか。

○議長(古賀ひろ子君) 丸田課長。

○まちづくり課長(丸田宏幸君) まず、広報につきましてですが、現在、うみ広報、町誌。町誌を、現状としましては、ほぼ組合にというか――、自治会に加入してある方への配付にとどまっておりますけれども、今後、自治会に加入しない方にも配付するということで現状進めているようです。したがって、そちらのほうに定期的に自治会への加入をお願いするものを載せていこうということで、これはもう成形確保しております。

それから、啓発につきましては、現在もやっておりますけれども、コミュニティに関するそういった活動であるとか、コミュニティの意義であるとか、そういったものの講演会、これを継続して行っていこうというふうに考えております。

それから、啓発に関連しまして、具体的な手法といたしまして、現在、私どもまちづくり課が検討を進めておりますのが、横浜市の都筑区、それから香川県の高松市が行っておりますが、庁舎内に自治会加入の案内ブースを設けまして、転入等の手続をしてこられた方に対し、そちらへの案内ブースで御案内した上で、自治会の活動等をPRし、どうぞ自治会へ加入していただませんかというようなお願いをしていくというものを1点。

それから、こちらは横浜市の青葉区になりますが、こちらは自治会加入の手続としまして、現状、自治会に加入してくださいとお願いした後、その転入者の方は自治会長のお宅に訪問されて加入しますというようなことをされていらっしゃる。このあたりが一つ手間になっているのではないかと、それを軽減するために、役場の中で加入届のほうを御記入いただけたならば、それを代理して自治会長に差し上げるということをやっていきたくて考えております。

ただ、これらにつきましては、いずれも自治会を代表します方、それからコミュニティの会長で構成されます地域コミュニティ活性化委員会、こちらに提言をいたしまして御協議をいただいて進めていくということになるかと思えます。

また、今御紹介しましたような内容以外にも、そちらの委員会から御提案もあるかもしれません。そういったものを経て実際に行動していくというふうなところで予定をしております。

以上です。

○議長(古賀ひろ子君) 1番、丸山議員。

○1番(丸山康夫君) 広報ですね、これは広報誌で行うと。全戸配付をするのはいつからやるんですか。そうしないと、これが実際にいきませんよね、広報誌でしか広報しないと。そのあたり、どうなんですか。もっと早く手は打てないんですか。あるいはほかの手段というのは考えていないんですか。広報活動です。よろしく申し上げます。回答してください。

○議長（古賀ひろ子君） 佐伯総務課長。

○総務課長兼福祉課長（佐伯剛美君） 広報の全戸配付に関しましては、総務課のほうから回答をさせていただきたいと思います。

今、まちづくり課長からのほうからも説明がありましたが、広報の全戸配付というのが、今現在、各自治会の自治会長またはその構成される組長を経て各家庭に配られておりますが、自治会に加入されていない家庭には配られていないのが実情でございます。

また、自治会の運営補助金として、この広報を配付するための補助金の算定基礎として決められている部分もございますので、こちらのほうとしては、まちづくり課から広報を配るに当たって、1件当たりという形での自治会運営補助金という形をお願いしてきた経緯がございます。

ただ、なかなかその住民感情もございましょうし、それと広報を配る組長の事務手間、また自治会の加入者が高齢化が進んできていると、こういったところを鑑み、なかなか全戸にこの広報が配付されるということが難しい状況になってきた、こういう経過がございます。

これに関しましては、10年来、当時の区長と協議をしてきた経緯がございますが、今回この時期になりまして、自治会、また地域コミュニティ活性化委員会、そういったところに提言させていただき、各自治会の代表者、また校区コミュニティの代表者と協議をする中で、来年の4月からこれに向けて話し合いを進めていきたいと思いますということで、実はこの8月の一月間——先月でございますが——に関しまして、各コミュニティの会合のほうにまちづくり課と総務課のほうで出席させていただきながら、この全戸配付について各自治会の自治会長さん、またコミュニティの役員さん、こういった方々にこれまでの経緯と、これからの進め方についてのお話をさせていただいております。

ただ、この話の中で申し上げておりますのは、当然、自治会の運営補助金の問題も大きく絡んでおります。こういったところから、まだ決定事項ではないということから、どのような形で話を進めていくのがいいのかといったところの御意見を賜りながら、最終的に来春に向けてこの話は進めてまいりたいとかように思っているところでございます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 1番、丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 私は、ほかの手段での広報活動というのは行わないんですかとも聞きましたけれども、そこについてはどうですか。

○議長（古賀ひろ子君） 丸田まちづくり課長。

○まちづくり課長（丸田宏幸君） 現在、ホームページのほうでもこういったことをお知らせをさせていただいております。このあたりを強化していくというのを改めて申し上げるまでもなく、やっていくというところでございます。

残念ながらテレビメディア等を使ってなどというのにはすぐいけませんので、そういった手法に頼らざるを得ないのかなというところです。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 1番、丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 今、自治会への加入というか、今まで加入しておられた方が自治会を抜けるという事案が多発しています。これは、高齢になって、自治会の役員もう引き受けられないから、自治会を抜けさせてくださいという方が物すごく多いんです。私ね、そこが一番のキーポイントだと思っています。自治会の加入促進というところですね。また、これからそういった高齢者の方が安心して地域で暮らしていくためには、やっぱり自治会にきちんと加入して、そしてみんなで見守る、そういったことを進めるということが非常に大事じゃないかなと。この条例改正だと、そういったところへのアプローチというのが私、不足しているんじゃないかなと思っています。そこに対するアプローチは、どう進めていくつもりですか。この条文の中でそういったことが該当すると考えてありますか。

○議長（古賀ひろ子君） 丸田課長。

○まちづくり課長（丸田宏幸君） まず、議員に御理解いただかないといけませんのが、自治会に関する内部のことについて、町が条例等で制限をしたり基準を設けたりというのは、私はできないというふうに考えております。したがって概念的なものにせざるを得ないということです。

そのような中で、今議員がおっしゃられました高齢化による脱退、これについては当然、当課におきましても非常に難しい重要な問題だと捉えております。現在、各自治会にお願いをしておりますのが、そういった方々を役員の対象から外していただくということですね、これが一番もつともということになります。

ただ、ほとんどが高齢化というような組合もあるようです。そうなりますと、もう役員のなり手がいないということになりますので、組合の再編成、こういったのもどうですかと投げかけ、お願いをしています。まちづくり課としましては、そういった対応をしております。

ただ、最終的にそれを決断されるのは自治会ということになりますので、ともかくお願いをしていくということは現在もやっておりますし、これからも続けていくというところでございます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 1番、丸山議員。

○1番（丸山康夫君） この中に盛り込むというのは難しいというのは私も感じていますがけれども、そういったところへのアプローチというのは、やっぱりこれからしっかり、何らかの形で町もかわりが持てるようなことも考えていく必要があるというふうに思っています。

それでもう一点ですね、この条例設置することで、加入率どのくらいアップするとお考えです

か。あるいは数値目標として自治会の加入率、どのくらいの加入率に持っていきべきだと、そういった目標数値というのがあるんですか。回答を求めます。

○議長（古賀ひろ子君） 丸田課長。

○まちづくり課長（丸田宏幸君） 目標ですね、あくまでも。目標という言い方でいけば、当然100%です。これは改めて聞かれる必要もないと思います。100%を目指していかなければなりません。この自治会の存在意義といいますのは、大きいのは大災害が起きたときとかの人命を守るとかそういったところは、やはり組合に加入していただかないと難しいところがあります。したがって、目標としては100%です。

ただ、現実的な問題としましては、現在、宇美町が70——約8割程度ですね。80%程度ということになっておりますが、これを少しでも上げていくということしか申し上げようがありません。自治会に加入する、しないは強制できるものではございません。あくまでも個人個人のお考え、これが優先されるということが判例でもはっきり出ております。したがって、100%にするためには強制するしかないだろうと。ただ、強制ができない中においては、目標数値としては高く持っておきたい。ただ、その根拠となるものがあり得ないんですね。したがって、啓発等を頑張っていくしかない。非常に私たち担当者としてももどかしいです。もどかしい中で、何とかしてそういった加入率を上げていくということで検討しているところです。

なお、このようなお話につきましては、先ほど申し上げました地域コミュニティ活性化委員会にも申し上げております。地域コミュニティ活性化委員会におきましても、強制ができないから本当に難しいよねと。ただ、そんな中で町として、概念的でいいので後ろ盾となるような条例を整備してくれないかというようなお話もありました。今回このように提案させていただいていますのは、その一面もあるということになります。

いずれにしても、皆さん、はっきりした何か具体的な数字を出したいという思いは持っていらっしゃると思いますが、それがかなわない、できないというところでもどかしさを感じながら、この自治会というところに取り組んでいるということで御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 1番、丸山議員。

○1番（丸山康夫君） そりゃ100%求めるのは当たり前です。ただ、総合計画ですか、そういったところに指標として出ているんですよ。指標がこれということで。私そういったことを聞いているんですよ。この指標がどういうふうに変化していくことを考えているのか。それは100%目標は当たり前ですよ、そんなこと。私、そんなこと聞いているんじゃないですよ。この指標がどう推移していくと予想されていますか。そこをきちんとやはり持っておかないと、成果というのが出てこないと思います。やっぱり、しっかり成果というのを見通した上で条例の整

備とかというのは行うべきだと思います。そういった指標をどう捉えていくのか、もう一回だけ言ってください。どのくらいまで持っていこうと思っているのか具体的に——予想の数値でもいいですよ。そういったことをきちんと回答してください。

○議長（古賀ひろ子君） 丸田課長。

○まちづくり課長（丸田宏幸君） 大変難しいお尋ねだと思います。自治会の加入が強制できないところにおいて、当然その総合計画等における指標の意味合いというのは、私も重要なものだというふうには捉えております。ただ、このあたりを、では90%です、95%ですなどと言ってしまうには根拠が必要です。その根拠が、この自治会という制度に関しましては非常に難しい。強制できない以上は非常に難しいと言わざるを得ません。

ただ、今が70——約8割ですから、これが1%でも2%でも伸びていくように努めなければならぬと、それはもう非常に強く思っています。そういったところからこの条例の改正にも着手いたしましたし、先ほどちょっとお知らせいたしました、具体的な手法にも取り組むというふうなところで進めているところです。とにもかくにも非常に難しい問題です。

近隣市町村のお話等も伺えば、加入率が下がることは防げないというようなことを言われている自治体もあります。そのような中で、宇美町は今年度におきましては微増です。もう、これは全国的に皆さん悩んである問題です。具体的な数値を申し上げて、その数値を達成できるとかいうことが保証がない限りにおいては、なかなか申し上げにくいと。ただ、ともかくほかの自治体が下がっている中で、横ばいでいいじゃないかではない、少しでも上げていこうと。何とかそういったことを、実際に住まれてあるお一人お一人の宇美町の住民の方に御理解をいただくように努めていかなければならないと。100回お話ししても、だめだという方は絶対だめです。でも、そこで諦めずに、そういった手間暇をかけてやっていこうというふうにご考えているところでございます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論となしと認めます。

これから議案第35号 宇美町地域コミュニティ推進条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

ただいまから11時15分まで休憩に入ります。

11時02分休憩

.....

11時15分再開

○議長（古賀ひろ子君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

----- . ----- . -----

日程第12. 議案第36号

○議長（古賀ひろ子君） 日程第12、議案第36号 宇美町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。佐伯総務課長。

○総務課長兼福祉課長（佐伯剛美君） 失礼いたします。議案第36号 宇美町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例についてでございます。

提案の理由につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、新たに会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償について、所要の規定を整備する必要がございます。これがこの条例案を提出する理由でございます。

ページをおめくりください。

1ページ目から制定文のほうを掲載させていただいておりますが、8ページまでこれが続きます。今回の制定に関しましては、非常に内容が多岐に及んでおり、また、煩雑な内容になっておりますので、説明につきましては9ページのほうに参考資料をつけさせていただいております。これにより詳細の説明をさせていただきますのでよろしく願いいたします。

9ページをよろしく願いいたします。

宇美町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例につきまして、まずは、1番として制定の理由につきましては、提案理由の中でもお話差し上げましたが、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、来年令和2年4月から会計年度任用職員制度が導入される、このことに伴いまして、現行の特別職非常勤職員の厳格化によりまして、特別職に移行しない非常勤職員及び一般職の非常勤職員が会計年度任用職員に移行することにより、給与及び費用弁償について条例として制定するものでございます。

2番目に、主な制定の内容のほうをつけさせていただいております。

まず、(1)として条例の趣旨、第1条関係になりますが、会計年度任用職員の給与及び費用

弁償について定めるものでございます。括弧書きで書いておりますが、現行では任用根拠に従って定められていない、といったところで今回新たにこの条例の中で、これについて定めるものでございます。

(2) 第2条関係になりますが、給与でございます。会計年度任用職員に支給する給与といたしまして、表のほうで分けさせていただいております。

区分といたしましては、会計年度任用職員のフルタイム職員、これにつきましては私ども一般職の常勤職員と同じく、週当たり38時間45分勤務するものでございます。

表の右側に関しましては、パートタイムという形で常勤の職員以外の者、フルタイム以外の者の勤務時間未満の時間で働く者という形の枠組みになるものでございます。

まず、フルタイムに関しましては給与の種類として、給料、地域手当、通勤手当、期末手当、時間外勤務手当等という形でこれらが支給されるものでございます。

また、表の右側、パートタイムに関しましては基本報酬としまして給与相当、地域手当相当の報酬、通勤手当相当の費用弁償、それと期末手当、最後に時間外勤務手当相当の報酬等という形で、※書きで表の下に書いておりますが、この時間外勤務手当等の中では特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当が該当するものでございまして、パートタイムにつきましてはそれぞれこれらに相当する報酬という枠組みにされるものでございます。

3番目でございます。

フルタイム会計年度任用職員の給与基準の定めといたしまして、第3条から第16条の長きにわたっております。この中では一般職常勤職員の給与に準じて定めるものとしまして、私たち職員と同じような形でこの条例の中で準じて定めるという形にさせていただいております。

具体的には給料、職務の級、号給、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当、特殊勤務手当等という形になっておりますが、基本的にこれらに関してフルタイムの職員は職員に準ずるという形の規定を用いるものでございます。

次に、4番目につきましては、パートタイム会計年度任用職員の報酬の定めでございます。

矢印で書いておりますが、報酬を月額、日額または時間額で規定し、勤務時間、日数に応じて算出するものという形で、これは17条関係でこれを定めております。

また、第19条関係では、時間外勤務手当に係る報酬という形で、勤務1時間当たり100分の125から100分の150までという形で、時間に分けてこのような形で報酬を定めるものでございます。

また、第20条から第21条関係に関しましては、休日勤務、夜間勤務に関する報酬として勤務時間1時間当たり100分の125から100分の150まで定めるものでございます。

ページをおめくりください。10ページでございます。

10ページでは、夜間勤務手当1時間当たりでございますが、夜の10時から早朝、朝の5時までに勤務をすることを割り当てた場合、100分の25が加算されるという内容を制定するものでございます。

次に、期末手当の支給要件、第23条関係でございます。6カ月以上の勤務が対象になります。任期算出基準につきましては、2.6カ月を支給するというものでございまして、パートタイムの職員に関しましては、6カ月以上勤務からがこの該当になるというものを規定するものでございます。

報酬算出の基準につきましては、第24条から第28条関係になります。算出の期間、時間当たりの単価、また減額・控除、こういったものを制定するものでございます。

第29条関係では、費用弁償を定めております。給与条例適用者としての権衡を考慮いたしまして、その費用弁償として通勤に要する費用及び旅費を支給するものでございます。

次に、第30条関係といたしまして、旅行に係る費用弁償といたしまして、パートタイム会計年度任用職員の公務による旅行に係る費用を費用弁償として支給するといったものを定めるものでございます。

※書きで書かせていただいておりますが、条例施行に係る必要事項また詳細の内容等々につきましては、宇美町会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則という形で明記してまいります。

これらについては、この条例制定後に規則の整備を逐次行っていくという内容になっているものでございます。

最後に施行期日に関しましては、令和2年4月1日からによるものでございます。

ページをおめくりください。

11ページ、これに関しましては、パートタイム会計年度任用職員の給与の支給対象一覧表という形になっております。項目として縦軸に対象者の名称として、それら給与に関する手当等々につきまして記入をさせていただきます。

現行の嘱託職員、それと現行の非常勤職員、それと一番右になりますが会計年度任用職員適用後の形になっておるものでございます。基本的にこれにつきましては、全員協議会の中でも御説明差し上げましたので割愛させていただきます。

ページをおめくりください。12ページでございます。

参考資料として、パートタイム会計年度任用職員の移行後の年収の比較をつけさせていただきます。

現行、パートタイム、いわゆる事務補助で来ていただいている方々に関しましては、現在月額でございますが、6,350円の11日を中心にこの日数で来ていただいているという形になっ

ております。

現行が表の左側になるわけですが、今申し上げた単価と日数を掛け合わせますと、年収といたしましては83万8,200円になるものでございます。

これらが、今回会計年度任用職員に移行した場合という形で、移行後ということで上段と下段と分かれておりますが、今回基本的に、この会計年度任用職員は昇給というものがございます。1年以上働いた場合、このパートタイムの方々に关しましては1回の昇給がございましてということで、先ほど御説明差し上げました内容、基本給につきましては、職員給与表の1級1号使いまして14万4,100円これが基本ベースになります。これに地域手当3%が加算され、これに伴い働く日数で割り崩すといった形が1日の支払い単価になるわけですが、その場合、11日同じような形で勤務された場合につきましては、ここに書いてありますように7万5,350円、また期末手当に关しましては6カ月以上勤務したものであるという形で先ほど説明差し上げましたが、今現在もう6カ月以上既に払われている方々が来年以降これに移行する場合につきましては、当然6カ月以上勤務をしたといったところからの話になりますので6月期、12月期に关しましては、それぞれ1.3月分の賞与という形での手当支給になるものでございます。

また、新たに通勤手当というものが支給されるようになります。これも先ほど条例の中で説明を差し上げましたが、基本的には費用弁償という形で、旅費の支給が報酬の一つとして支払われるということでございます。5キロ以上の者が対象になるわけですが、基本的に2,000円という形で今回算出した場合、年収に关しましては112万4,110円ということで現行と比較いたしますと、28万5,910円の収入増ということで増加率につきましては34.1%、また、1年勤務をされて昇給された場合に関しましては年収につきましては115万8,478円といたしまして、現行の差額といたしましては32万278円、増加率は38.2%の増加になると。これが今現在働かれています事務補助のパートタイマーの方達の来春以降の給与になるものでございます。

ページをおめくりください。13ページでございます。

これに关しましては、今現在嘱託職員として何らかの資格を有しておられる方、基本的には週当たりに31時間勤務、月曜日から金曜日までの5日間のうち4日間を働いていただいているという方達になるわけですが、有資格者、いわゆる保健師であったり、例えば保育士であったり、例えば学芸員であったり、司書であったり、こういう資格をお持ちの方々に关しましてはパートタイムという勤務がなかなか馴染みません。というのは資格を持つ仕事をしていただいているという形になりますので、基本的にこの有資格者の方々に关しては現行嘱託職員という形で勤務をしていただいておりますが、これらも法の改正により、パートタイマーの会計年度任用職員として移行するという形になるわけですが、

保育士を例にとっておりますが、現行保育士に関しましては担任以外の方につきましては月額として18万2,800円、これに通勤手当を既にもらわれておりますので、年収といたしましては221万7,600円もらわれております。

変更後に関しましては、今現在、この嘱託職員として有資格を持ち働かれていますの方々に関しましては、昇給が4回ございます。これに関しましては、県内また全国的にここの統一、昇給をこの回数させるといったところが定められるものでございますが、このまま移行しますと一番下段になります、ほぼほぼ嘱託職員の方々に関しましてはもう、長きに働かれていますの方がほとんどでございます。

またこれから、例えば新卒等に入って嘱託として働きたいという方々に関しましては、新たなこの会計年度任用職員のパートタイマーという形で働いていただくわけでございますが、その場合はこの表の一番上という形になるわけでございます。

一番表の下段を見ていただきたいと思いますが、まず、給与に関しましては行政職の1級19号を該当させまして、地域手当3%が含まれます。これにより月当たりの給与の額に関しましては16万6,654円、これに期末手当が6月期と12月期でそれぞれ43万3,000円払われます。

また、通勤手当はこれまでどおりで変更ありませんが、総額として、4年以上既に勤務されていらっしゃる方々に関しましては、年収で245万7,148円といたしまして現在の現行と比較した場合、増加率につきましては10.8%、およそ1割強の金額の増加がなされるという制度設計をしたものでございます。

以上で説明が終わります。

御審議の上、議決いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。5番、入江議員。

○5番（入江政行君） 会計年度任用制度というのが発足するわけですけども、この制度に問題点が幾つかあります。今日、ちょっと抜粋してきましたのでちょっと申し上げます。初めに、これ雇用期間が1年、毎年これ解雇という形とられるんですよ。で、総務省は、毎年公募試験を指示しています。で、継続してきた職員をなぜ選考試験するのか答えていただけますか。

○議長（古賀ひろ子君） 佐伯課長。

○総務課長兼福祉課長（佐伯剛美君） 一応、その名称的に会計年度、一会計年度の中で雇う職員だというような形で総務省のほうも言っております。これ、全国的に同じことになっているわけでございますが、かといって、次の年に関してゼロベースで話をするというものではございません。我々の制度設計の中では国家公務員に準じてという形で、基本的に3年間というラインは設

けますが、3年後にゼロベースになるわけではございません。今働かれていますの方たちが3年後もエントリーするという形であれば継続任用も十分可能であるという形で、そもそもがこの給与設定の中でも特に有資格者の方々に関しては4回の昇給という形で考えておりますということは、3年以降も働かれています方が今現在もほぼほぼでございますので、こういう形で普通の企業への就職等を考えずに町のほうで働きたいといわれる方に関しては、広く門戸をあけているつもりでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 5番、入江議員。

○5番（入江政行君） 今の回答ありましたけれども、2番目に質問するんですけど、継続して働ける実績がある職員に試用期間を設けているんですよ、1カ月、試用期間を。継続している人の職員に、何で試用期間を設ける必要があるんですか。教えてください。

○議長（古賀ひろ子君） 佐伯課長。

○総務課長兼福祉課長（佐伯剛美君） その試用期間、私達職員に関しましても新規採用の場合は任用されて最初の6カ月間は試用期間という形になります。正職員にはなっておりません。辞令も出ません。これに基づき、これから運用される会計年度任用職員に関しましても、法の中でこの試用期間というのを設けるという形になっている制度でございます。宇美町の制度設計の中で独自に今、議員のおっしゃられるような試用期間を設けるというたぐいのものではございません。基本的には1の会計年度の中で継続していくものであるという考えになりますので、議員おっしゃられるように試用期間がその都度あるという形に関してはおかしいのではないかとこのところが出てくるかも知れませんが、1の会計年度というところが今回の法務省のほうで定められた法設計になっておりますので、これに基づいて地方自治体のほうも準用するような内容で規定を定めたものでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 5番、入江議員。

○5番（入江政行君） どう見ても、なにかいつでも解雇できる、将来的にアウトソーシング、民間委託をもくろんでいるんじゃないかということが頭によぎるんですよ。多分、そういう前提のもとでやっているんじゃないですか。教えてください。

○議長（古賀ひろ子君） 佐伯課長。

○総務課長兼福祉課長（佐伯剛美君） この地方自治体、宇美町役場もその中の一つでございますが、基本的に同一労働同一賃金というのはこの地方自治体のみならず、企業全般、特に非正規雇用の方達に関して、国として、この整備を図りたいといったところがこの話の根本であるのではないかと考えております。そういった中で、同一労働同一賃金という中で当然やっていくわけでございますが、国に関しましても、基本的にこの制度設計の中で民間の活用の部分というのを強く言っております。ただ、今現在、宇美町で働かれていますの方々に関しましても、これまでも、

一般質問とかいろんな議員の方たちの御質問の中でやはり職員の例えば定数の問題であったり、また、これから将来的にはA I の活用であったり、いろんな内容がこれまでも話がされております。また、地方自治体もこれからは人口の減少に関しては避けては通られない課題である、すなわち人口が減れば当然地方自治体の職員数も減っていく方向になるのではないかと、こういったことも言われております。これは、もう、近い将来必ずやってくる問題ではないかなと思っております。そういった中で、今現在働かれていますの方たちに関しては当然ですけれども保障しながら、また、これから当然、自治体として縮小しなければならないというところも出てくるかと思っております。また、民間活用、そういったところも視野に入れながら、国のほうもそれを推奨しておりますので、私たちもこれらを研究していきながら、今回の制度とすり合わせをしてみたいとかように思っております。

○議長（古賀ひろ子君） 5番、入江議員。

○5番（入江政行君） 町としては、今現在、民間委託するというあれは、試みはないと捉えていますか。

○議長（古賀ひろ子君） 佐伯課長。

○総務課長兼福祉課長（佐伯剛美君） ないかと言えば、そうでもございません。というのが、例えば今回の1月に行われる機構改革、こういった中で例えば1階のフロアの改修を行う、その中で以前から住民の方からも証明書発行が非常に煩雑でわかりにくい、こういったものに関しては、実はアウトソーシングができる。例えば、それ以外にも例えば税の収納の部分に関して、こういうことにつきましても民間で請け負うことができる。例えば、総務課でいえば電話交換であったりとか、また専門職である保育士等であってもこういったことをアウトソーシングはできるという企業はどんどん出てきております。これがすべていいとは思っておりません。当然内容に関しては各課の課長、または現場の係長、課長補佐、これらの意見を聞きながら調整をしていく必要があるかと思っておりますが、全く、すべてを直営でやっていくというのはこの先のことを考えると非常に厳しい状況であるというのは間違いございませんので、これから町の窓口の問題、また、非正規で雇い上げをしている今後会計年度任用職員になっていく職員に関しましても、この部分がいいのか、悪いのか、この辺のところに関して、企業さんのノウハウをいただきながら調整を図ってまいりたいと思っております。

○議長（古賀ひろ子君） 5番、入江議員。

○5番（入江政行君） 先ほどから、報酬またその他の手当について説明がございました。私、調査したところ、このフルタイムの方々、期末手当が出ると書いているんですよ。これね、町の財政難により支給できないことがあると。調べた結果わかりました。これ、法的な根拠はないんです。本当に期末手当が出るんですか。法的な根拠はないんですよ。財政難によって出せないこと

もあると言っているんですよ。どうなんですか、そこは。

○議長（古賀ひろ子君） 佐伯課長。

○総務課長兼福祉課長（佐伯剛美君） 賞与の部分、今回期末手当というのが支給されるという形になっております。これも国の制度設計の中で賞与の支払いの部分と言っております。ただ、具体的に賞与の支給率の部分については、各地方公共団体の中で整備を図ってほしいというような形になっておるわけですが、福岡県、私たち宇美町が属する県でございますが、この福岡県の中では全体の調整を行い2.6%といったところが出てきております。県内60市町村あるわけですが、このほぼほぼが、この2.6%でいくという形で決定しておりますが、やはり自治体により2.6%を支払う体力がないという自治体も出てきております。

これに関しては議員の御質問にもありますように、払わないという選択肢は県内ではゼロだということになっておりますが、ただ、率を下げたいというような自治体は出てきております。本町に関しましては、近隣市町村等と同じく2.6%の支給を今後行っていくという形で決定しておりますので、その旨で御理解をお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 5番、入江議員。

○5番（入江政行君） 今の回答の中では出ないということは断言しないということですね。法的根拠はないんですよ。出さなくても別に問題ないんだけど、この文章の中には表の中には期末手当に丸してあるんですよ。できるとしているんだけど、財政難によってはできないという決断もできるんですよ。そこ今聞いたんだけど、その比率の問題しか言われていないけど、できるのか、できないのか、出さなくてもいいのか、そこをちょっと聞いているんですけど、もう一度教えてください。

○議長（古賀ひろ子君） 佐伯課長。

○総務課長兼福祉課長（佐伯剛美君） ちょっと言葉足らずで申しわけございませんでした。基本的にはできるのかできないのかという話であればできる。ただ、宇美町は支払うという決定をしたということでございます。

○議長（古賀ひろ子君） ほかにありませんか。1番、丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 13ページなんですけれども、変更後4年経過と書いてあります。例えば、ほかの町で保育士さん嘱託で働いていた方、あるいは民間の保育所で4年間働いていた方、宇美町で嘱託職員ですぐ働くとしたら、この4年経過というのは適用されるんですか。回答してください。

○議長（古賀ひろ子君） 佐伯課長。

○総務課長兼福祉課長（佐伯剛美君） 4年経過の部分のところでございますが、職員を仮に採用した場合、私たち一般職員を採用した場合、当然民間経歴であったりとか自治体での経過という

のは当然当初の給与算定の中で鑑みています、ということで今回、同一労働同一賃金という形でございますので、基本的にはこの給与表を使った中で過去のそういう勤務実績等々も見ながら決定していくという形になりますので、議員おっしゃられるように過去にほかの自治体で勤務実績があるとか、民間経験があるとかということがあれば当然そういった経験値に関しては含まれるというのが答えでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 1番、丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 特に、保育士の確保というのが私も何回も言ってきました。最大の課題じゃないかなと思っています。それ聞いて一つ安心したんですが、ただ、気になるのが、現行、月額18万2,800円とあります。ただ、新制度では、給料が初任一年経験の方で14万5,900円、あるいは初回経験なし14万1,600円とあります。これ、資格を持った方なんですよ、保育士さんというのはですね。それが新卒であろうが経験されている方であろうがこの給料が基本給ですよ、3万6,952円、ここまで下がるというのはこれ本当に同一賃金ということ配慮した上で話なんですか。それ非常に気になります。逆に初任で来た場合には2.9%下がるんですよ。これはあり得ない話じゃないかなと思うんですけども、その制度設計について、何でこんな下がるような事態があるのか、給料自体、基本給自体がこんなに3万6,952円も下がっていいのか、ここをちょっと詳しく説明してください。

○議長（古賀ひろ子君） 佐伯課長。

○総務課長兼福祉課長（佐伯剛美君） お答えいたします。現行の18万2,800円の金額につきましては、議員も以前職員でございましたので、多分御存じじゃあるのかなと思いますが、基本的に、以前はこれよりも低い金額に賞与が払われておりました。これらを合算して12カ月で割り崩した金額が今現行の18万2,800円、だからこの18万2,800円の中には以前払われていた賞与というのが含まれております。ただ、現行はこれを12カ月で割り崩した金額というのがここに表示している金額となっております、今回新たに賞与を支払うという形になりました。そういった中から我々の制度設計の中では基本的に10%ぐらい給与を支払う、給与増です、という設計をさせていただいております。

今現在働かれている方は、これから来年4月から働きたいという方についてはちょっとまだつかめておりませんが、基本的には一番最初は2.9%今から比べると低い額という形になりますが、2年目でこれは今現行と同じぐらいの金額、3年以降に関しては昇給で最終的には現行よりも10%上乗せされる金額という制度設計をさせていただいておると。今現在働かれている方たちに関しましては不利益がない制度設計を行ったという形で御理解していただけたらと思います。

○議長（古賀ひろ子君） 1番、丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 今後の方針について聞きたいと思いますが、現行、今、非常勤の職

員の方が何人いて嘱託で何人いる、これが今度4月から何人になるのか、それぞれですね。それを知りたいです、というのが現状でぎりぎり職員の方々働いている中で非常勤の方々、必要最低限のところでは雇っていないと思いますけれども、その人数が実際に何人になるのかで職員の負担というのが変わってくるんじゃないかと思います。そこを教えてください。

○議長（古賀ひろ子君） 佐伯課長。

○総務課長兼福祉課長（佐伯剛美君） 現在非常勤の方、それと嘱託職員の方に関しましての人数の部分に関しては、全員協議会の資料の中でも4月1日現在の人数で出していたと思います。その中でこれだけの差益が出ますという具体的な説明をさせていただいて、それぞれ200名ぐらいの人数でございました。

ちょっと今、私手元に持っておりませんので、ちょっとこの後答えたいと思いますが、4月1日現在では、どちらも200名程度という形の人数だったかと思います。それに関しまして最終的にどうなるのかというところの話につきましては、実はこの話については職員説明会というのを行っておりますが、実はこれについて具体的な金額であったり、例えば今後の待遇の部分については実はその担当職員のほうから現在働かれている方達には伝えておりません。なぜ伝えていないのかと申しますと議会の議決をもらわないと具体的な金額が決定しないからです。そういったところで実は解禁日をきょう議決がいただけるようであれば、きょうの午後からでも今働かれている方達に、今後どのようになるのかという説明をしてほしいとはっきり言っています。議決、当然議会の議決をいただかないとこの金額については当然ひとり歩きしてしまいますので、担当説明会の中ではあくまでも未定稿という形での説明をさせていただき、きょうの話が具体的に御議決いただけるような状況になれば、これから来年度どうするのかという今働かれている方達への声かけ、それと来年度、もう既に例えば窓口であれば証明書発行窓口というのを外部委託をしたいとか、そういう話もう出ております。そういったところの調整等々していき、最終的にどうなるのかというところをこれから12月、当初予算に向けて整備を図っていきたい。これに関してはまた全員協議会の中で具体的な人数、最終的にはこのような形で当初予算計上してまいりますというようにも話ししていけたらなと思っているところでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 1番、丸山議員。

○1番（丸山康夫君） これ予想していないんですか、何人採用しようと思っっているということ。そのアウトソーシングでやる部分はその分人数減ると思いますけれども、今現状、各課ぎりぎりの状態でやっであると思います。当然、嘱託の方、あるいは非常勤の方、非常勤の方々も事務補助されてありますけれども、ここ減ったら回るんですか、役場の職員、仕事が。だから4月1日の時点で何人になるということが今の段階で想定していないといけないと思っています。そこが何人が何人になると思っっているのかということを知りたい。具体的な数字は出せませんか。

何人囑託に、今の非常勤のパートタイムの人が何人から何人になる、囑託職員の人その待遇の人が何人から何人になる、合計、年間雇いの人が何人になる。そこを明確な数字で欲しいんです。できませんか、回答は。

○議長（古賀ひろ子君） 佐伯課長。

○総務課長兼福祉課長（佐伯剛美君） 今、議員おっしゃられるような内容を実は総務課のほうが8月盆明けぐらいから各課ヒアリングという形で各課の要望を聞いております。今、それを取りまとめをしている状況でございまして、具体的な人数の部分については議員がその御心配されていらっしゃる減るところはございません。現行からの話になります。それはもう議員が心配されていていらっしゃる減ることにより事務が回らないということはあってはならないと我々も思っております。ただ、この制度だけではなく、民間委託しても当然それだけの事業費がかかります。町の持ち出しというのも当然今後ふえてまいりますので、人件費の部分、それと事業の今後の運用の仕方、当然ふえる分に関してはこの分に関しては財政のほうの負担になるわけでございまして、政策経営課のほうとも調整しながら話しはさせていただいておりますが、避けては通れない同一労働同一賃金でございますので、その部分を鑑み現行以下にしないといったところからのベースで話をしておりますので減るということはない。ただ、外部委託する分に関してその分の当然、帳尻の合わせ方というのは出てくるかと思えます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） ほかにはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。質疑を終結します。これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に賛成者の発言を許します。9番、脇田議員。

○9番（脇田義政君） 賛成討論をしたいと思えます。一般職の地方公務員、なかんずく非常勤職員等の任用、あるいは給与等につきましては、地公法あるいは自治法制定当時には、これはもう想定されなかった任用や賃金状況など、現在あいまい、不明確、あるいは不適正な運用などが行われ、非常に多くの自治体で混乱、あるいはその取り扱いに苦勞しているのが実情ではないかと思われまます。今や、我が国における全労働者の約4割を占めると言われております。これは、官民の非正規雇用労働者はワーキングプアとも呼ばれ、家も持てない、家庭も築けない、結局結婚できない多くの若者を生み出しております。

こういう時代に鑑みて、国は今回地公法、自治法の改正を行ったものと私は思っております。地方公務員一般職の雇用関係に新たな任用制度、そして統一的な任用制度と給与制度を創設し雇用の安定と安心、安定した労働環境構築していくために会計年度任用職員制度を創設したものと

思います。

また、運用次第では、このことにより任用関係あるいは給与体系が明確になるものと思われ、現在課題となっている保育士の採用や定着化が将来的に図られていくのではないかと私は期待するものであります。

以上の観点から本条例の制定に賛成するものであります。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。

これで討論を終わります。佐伯総務課長。

○総務課長兼福祉課長（佐伯剛美君） 先ほどの質問で回答しきれてなかった部分とそれと私のほうが説明をする中でちょっと間違っただ話を幾つかしていたみたいで修正をさせていただけたらと思います。

まず、最初に丸山議員のほうから質問がありました4月1日の人数については、非常勤が124名、嘱託が105名、合わせての229名という形になっているということでございます。これ全員協議会で説明した資料もこの人数で説明をさせていただいております。

次に、私が誤った内容でお話をしていました部分がございますので、これは修正をさせていただきたいと思います。

まず、通勤手当のところに関しまして、5キロ以上の回答というのはちょっと私が間違っております、2キロ以上で距離に応じて支払いを行うというところで、5キロというのは間違いで、2キロ以上で距離に準じて金額は当然変わってまいります。

それと、昇給の部分、嘱託で4回昇給しますという形でございますが、各資格に応じて昇給回数を定めていますということで、4回が上限という形でございますので、それぞれの資格により若干違うところがあるというところでございます。

あと、私のちょっと言い間違いの部分がございます。賞与のところ、2.6月と言うのを私がずっと2.6%というような言い方をしとったみたいでございます。これはもちろん2.6月分でございます。

この3点がちょっと修正になりますのでよろしくお願いたします。申しわけございませんでした。

○議長（古賀ひろ子君） これから議案第36号 宇美町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例についてを採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（古賀ひろ子君） 起立多数であります。したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

ただいまから13時まで休憩とします。

11時57分休憩

.....

13時00分再開

○議長（古賀ひろ子君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

.....

日程第13. 議案第37号

○議長（古賀ひろ子君） 日程第13、議案第37号 宇美町会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整理等に関する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。佐伯総務課長。

○総務課長兼福祉課長（佐伯剛美君） 失礼いたします。それでは、議案第37号 宇美町会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整理等に関する条例についてでございます。

提案の理由につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、新たに会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、宇美町職員の給与に関する条例等の規定を整備する必要がございます。これが、この条例を提出する理由でございます。

ページをおめくりください。

本条例につきましては、1ページから3ページまでが改定分、その後4ページから11ページまでが新旧対照表になっております。非常に長きにわたりまして煩雑になっておりますので、説明文を12ページにつけておりますので、そちらにより具体的な説明をさせていただきたいと思っております。

12ページをお願いいたします。

参考資料でございます。宇美町会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整理等に関する条例ということで、まず最初に、制定の理由でございます。地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、職員の臨時的任用が厳格化されるとともに、一般職非常勤職員として位置づけられる会計年度任用職員制度が新たに導入されることを受け、関係条例において、法改正の趣旨を踏まえた所要の整備を行います。

主な改正の内容を2番につけております。まず（1）としまして、勤務条件、育児休業、分限処分及び懲戒等に関する規定について、会計年度任用職員に対して適用させるための整備を行うものでございます。

2つ目に、法規定の引用部分における項ずれ等に対応するための整備を行うものでございます。基本的に、午前中にも御説明差し上げましたが、会計年度任用職員を来春の4月以降行うことにより、現状の多岐に及ぶ条例を、今回、一括改正を行うものでございます。

3番目から具体的な改正の部分に入っていくわけですが、今回この条例におきまして11の条例を一括改正を行う内容になっておりまして、条立てでそれぞれの改定部分について説明を差し上げたいと思います。

3番目の改正条例の内容でございます。まず、第1条として、宇美町職員給与に関する条例の一部改正ということで、改正点につきましては、地方公務員法の引用部分の項ずれに対応する一部改正を行います。

また、宿日直手当の廃止、会計年度任用職員の給与を条例で定める旨を明記するものという形で、この条例に関しては、この内容の変更を行うというものでございます。

次に、第2条として、宇美町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正を行うものでございます。これに関しましても、会計年度任用職員の任期の範囲内において効果を限定する旨を追記するものでございます。

第3条といたしましては、宇美町職員の懲戒に関する手続及び効果に関する条例の一部改正ということで、減給については、会計年度任用職員、パートタイムの報酬について、各手当を除いた額を対象とする旨を追記するものでございます。

第4条としましては、単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正を行うものでございます。給与の種類等から宿日直手当を廃止するものでございます。

第5条につきましては、宇美町上水道企業職員及び下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正を行うものでございます。具体的な内容としては、給与の種類から宿日直手当を廃止し、非常勤職員を会計年度任用職員へ改める旨を明記するものでございます。

ページをおめくりください。13ページでございます。

第6条といたしましては、宇美町職員等の旅費に関する条例の一部改正を行うものでございます。内容につきましては、地方公務員法の引用部分の項ずれに対応する一部改正、また会計年度任用職員における旅費を費用弁償にて支給するものと定めるものでございます。

第7条でございます。宇美町職員の勤務時間に関する条例の一部改正を行うものでございます。具体的な内容につきましては、非常勤職員を会計年度任用職員に改め、勤務時間の詳細を規則で定める旨を明記するものでございます。

第8条でございます。宇美町職員の休日及び休暇に関する条例の一部を改正するものでございます。内容につきましては、地方公務員法の引用部分の項ずれに対応する一部改正、それと非常勤職員を会計年度任用職員に改め、休日及び休暇の詳細を規則で定める旨を明記いたします。

第9条でございます。宇美町職員の育児休業等に関する条例の一部改正でございます。育児休業をしている職員の勤勉手当の支給条件と育児休業した職員の職務復帰後の号給調整対象から、会計年度任用職員を除外するものでございます。

次に、10条でございます。宇美町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正を行うものでございます。この中では、フルタイム会計年度任用職員を追記するものでございます。

11条関係でございます。宇美町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正を行うものでございます。内容につきましては、条件つき採用の対象から臨時的職員と非常勤職員は対象外でありましたが、すべて一般職の職員が対象となったことにより、条文を改めるものでございます。これまでのこの11条に及ぶ条例に関しましては、来年4月1日にこの会計年度任用職員に移行するということとなりますので、施行日につきましては、令和2年4月1日になるものでございます。

以上で説明を終わります。御審議の上、議決いただきますようよろしくお願いたします。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。5番、入江議員。

○5番（入江政行君） 任用制度について、私は反対と。本来は正規社員で雇うべきではないかと、というのは、今、経済問題、雇用問題で、今、日本ではアンダークラスといって新たな下級層がふえているんです。これは、やはりこういった経済問題、雇用問題の中から生まれてきているんじゃないかなと考えております。

また、少子化についても、こういった不安から少子化に歯どめがかけないというのは、こういった要因があるからじゃないかなと考えております。だから、この任用会計制度については反対します。これ、反対意見として述べます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） これで討論を終わります。

これから議案第37号 宇美町会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整理等に関する条例についてを採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（古賀ひろ子君） 起立多数であります。したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第38号

○議長（古賀ひろ子君） 日程第14、議案第38号 平成31年度宇美町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。八島住民課長。

○住民課長（八島勝行君） 議案第38号 平成31年度宇美町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、平成31年度宇美町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出それぞれ7,860万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億9,609万円とするものでございます。また、第2条では、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額を定めております。

本補正予算につきましては、平成30年度の決算により、赤字額の確定に伴う精算及び人事異動に伴う人件費の補正が主なものでございます。

それでは、歳出から御説明いたします。補正予算書の16ページ、17ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費9万5,000円の増額は、平成31年度の人事異動に伴う人件費の補正でございます。

次に、3款国民健康保険事業費納付金は、1項から3項まで退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の額の確定による補正で、1項医療費給付分は2万9,000円の減額、2項後期高齢者支援金等分は1万円の減額、次の18、19ページをお開きください。3項介護納付金分は5万5,000円を減額するものでございます。

次の6款1項1目保険事業費2万4,000円の増額は、嘱託職員に係る社会保険料の増額によるものでございます。

8款1項6目特定健康診査等負担金償還金28万8,000円の増額は、前年度分特定健康診査等負担金の額の確定に伴う返還金を計上するものでございます。

歳出の最後になりますが、9款1項1目繰上充用金7,891万7,000円の減額につきましては、前年度の赤字額が2,108万2,247円で確定したため、当初予算に概算で計上しておりました1億円との差額を不用額として減額するものでございます。

続きまして、歳入の御説明をいたします。12ページ、13ページをお開きください。

7款3項10目歳入欠かん補填収入7,860万4,000円の減額は、本年度予算の財源不足

に対する歳入歳出予算を調整する財源として計上しておりました1億1,830万8,000円から、本補正予算による財源不足分3,970万4,000円を差し引いた後の額を減額いたしております。これによりまして、本補正予算の結果、平成31年度の収支見込みといたしましては3,970万4,000円の赤字となる見込みでございます。

次に、4ページをお開きください。

第2表債務負担行為は、収納業務委託について、期間を平成31年度から令和4年度まで、限度額を2,818万6,000円と定めるものでございます。

それから最後になりますが、補正予算書の20ページ、21ページに給与費明細書をおつけしております。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、御議決いただきますようお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑の方法についてお諮りします。歳入歳出を一括審査いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 異議なしと認めます。質疑のある方はページ数をお示しの上、質疑をお願いします。5番、入江議員。

○5番（入江政行君） 歳入の13ページ、歳入欠かん補填収入7,800万がマイナスになっていますが、これはどういうことでしょうか。

○議長（古賀ひろ子君） 八島課長。

○住民課長（八島勝行君） この歳入欠かん補填収入でございますが、当初予算の編成時点におきまして、歳入額と歳出額、それぞれ見積もりいたしまして、その当時の時点では歳出予算の総額と歳入予算の総額で1億1,830万8,000円歳入のほうが不足しておりました。予算上の収支の均衡を図るため、歳入側にこの歳入欠かん補填収入として、いわゆるみなし財源として予算計上していたものを、30年度の決算が確定したことによりまして、不用額として整理できる分を7,860万4,000円これを減額するものでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 5番、入江議員。

○5番（入江政行君） このことによって、例えば一般会計からの繰り入れが減少したという、そういう捉え方してよろしいんですか。

○議長（古賀ひろ子君） 八島課長。

○住民課長（八島勝行君） 一般会計からの繰り入れということとは別の話でございまして、現時点では、説明の中で申し上げました平成31年度の赤字見込額、これが約3,900万でございますが、以前は3,900万の赤字があった場合は一般会計からの法定外繰り入れということをや

っておりましたが、現状ではそういったことは行っておりませんので、法定外繰り入れとの関連は、これについてはございません。

○議長（古賀ひろ子君） 5番、入江議員。

○5番（入江政行君） このことから言える部分には、国保会計が良好であるという捉え方でいいかなと思っているんですけど、八島課長の手腕だと思うんですけども、その辺についてどう思われるか。

○議長（古賀ひろ子君） 八島課長。

○住民課長（八島勝行君） 私のいうよりも、ここ数年、国保会計が改善の方向に向いておりますのは、平成30年度に実施されました国保制度改革、これがやっぱり一番大きなものじゃないかと思っております。以前は町単独で医療費と国保税と、そういったことの収支のバランスを図っておりましたが、現時点におきましては福岡県全体で医療費と税とか、そういった関連の調整を行っておりますので、現時点におきましては国保改革のおかげをもって国保の収支が改善している感じで推移しているというところでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 5番、入江議員。

○5番（入江政行君） 今、広域化、都道府県化になりまして、ほかの市町村では保険税の交渉ということをよく聞くんです、いろんな市町村で。宇美町としては、その値上げについてはどう考えているのか。これは多分、県の指導等があるんだと思うんですけど、宇美町としてはどういうふうな考えを持ってあるか、よろしくをお願いします。

○議長（古賀ひろ子君） 八島課長。

○住民課長（八島勝行君） 保険税の検討につきましては、以前は、先ほど申しましたように単独の町で医療費との収支の均衡を図りながら考えておりましたが、現時点におきましては、県のほうが示されます市町村ごとの国保事業費の納付金というのがございまして、その額を納めるに足りる税額を集めるための検討を行うというふうになってきております。

30年度当初の関係と31年度の納付金につきましては、幸いなことに国保税率を改定することもなく収支の均衡を図るようなところにおりましたので、税率の改定は行っておりませんが、来年度以降につきましては、まだこれから納付金の算定が行われますので、その算定の結果次第によっては税率の改定、増額とかいうことも含めて検討せざるを得ないのかなと思っております。

○議長（古賀ひろ子君） 5番、入江議員。

○5番（入江政行君） 今のところは、現時点では値上げは考えていないと、検討次第によっては起り得るといふ、そういう考えでよろしいんですね。

○議長（古賀ひろ子君） 八島課長。

○住民課長（八島勝行君） 現時点では正確な納付金の情報とかいうのが入っていませんので、上

げるといことははっきりと申し上げることはございませんが、ただ昨年度の納付金の算定の経緯の中で、県のほうで市町村の税の激変緩和というを避けるためということで、県の予算を投入して納付金の額を抑えるということを行ってあります。

そのときの経緯等を踏まえますと、来年度の納付金につきましては、激変からの財源がちょっと少なくなっているという話も聞いておりますので、今のうわさの段階ではございますが、上げる方向で考えておかなければならないのかなとは思っております。

○議長（古賀ひろ子君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから議案第38号 平成31年度宇美町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、議案第38号は、原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第39号

○議長（古賀ひろ子君） 日程第15、議案第39号 平成31年度宇美町上水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。藤木上下水道課長。

○上下水道課長（藤木義和君） 失礼いたします。議案第39号 平成31年度宇美町上水道事業会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

本補正予算は、人件費の整理でございます。

予算書1ページをお願いいたします。

第2条で、収益的収支の支出におきまして、既決予定額7億2,692万9,000円を27万9,000円減額補正いたしまして7億2,665万円とするものでございます。

第3条で、職員給与費27万9,000円を減額補正するものでございます。

恐れ入ります、予算書4ページ、5ページをお願いいたします。

収益的収支の支出におきまして、1款水道事業費用1項営業費用1目原水及び浄水費1節給料から5節法定福利費まで、3目総係費1節給料から5節法定福利費におきまして、本年4月の人

事異動に伴う人件費の整理を行い27万9,000円を減額するものでございます。

今回の補正予算によりまして1,818万円余の純利益が見込まれております。今年度末の資金残高は5億1,786万円余となる見込みでございます。

簡単ではございますが、以上で説明を終わります。御審議をいただきまして議決いただきますようお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はページ数をお示しの上、質疑をお願いします。1番、丸山議員。

○1番（丸山康夫君） ページ数はないんですけど、今1,000トン融通してありますよね。これの結果、企業団に払う金額が年度末までに幾ら減少するのかと。あわせて、そのことは補正予算で計上しなくてもよろしいんですか。回答してください。

○議長（古賀ひろ子君） 藤木課長。

○上下水道課長（藤木義和君） まず、水の融通につきましては1,000トン融通しております。これが5月の末から始まっています。まず、その1,000トンの融通につきまして、相手方がおりますので、予算策定時におきましては、まだ相手方の意思確認ができておりませんでした。今後どうなっていくかというのは、相手方次第ということもございましたので、今回補正予算には計上いたしておりません。

それから、全員協議会でお話をさせていただいたと思いますけども、隣町にも給水をしております。これも当然補正の対象となるわけでございますが、まだ何せ五ヶ山ダムの供用開始がまだ未確定である。そこは管使用料というのをお支払いをしないといけない。今、年度始まって4カ月で補正予算を現状作成しておりますので、今後まだ残り8カ月ほどございますので、そういったものを見通せば12月補正が適当であろうという判断に至っております。

もう一点お尋ねの減額の金額は幾らかということでお話をされていますが、本年度、令和元年3月31日まで、1,000トンを融通した場合においては約3,500万ほど受水費の減額が見込まれております。

それから、五ヶ山ダムの供用開始がおくれることによって、従前から幹事会でも料金の還元をお願いしますということで、平成29年度から30年度にかけて、おくれることの減額をお願いするということをかなり強く要望しておりまして、それも一部認められた経緯もございますので、そういったものを含めると、五ヶ山ダムの供用開始が確定次第、12月の補正予算というのが適当ではないかというふうに判断しているところでございます。

○議長（古賀ひろ子君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。質疑を終結します。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから議案第39号 平成31年度宇美町上水道事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

日程第16. 議案第40号

○議長（古賀ひろ子君） 日程第16、議案第40号 平成31年度宇美町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。工藤政策経営課長。

○政策経営課長（工藤正人君） 失礼します。それでは、議案第40号 平成31年度宇美町一般会計補正予算（第2号）の説明をさせていただきます。

予算書のほう、1ページをお開き願います。

平成31年度宇美町一般会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出それぞれ5億6,932万1,000円を追加いたしまして、予算総額を124億9,103万2,000円とするものでございます。また、第2条で繰越明許費の設定、第3条で債務負担行為の補正、第4条で地方債の補正をあわせて提案するものでございます。

なお、各款にわたります人件費の補正につきましては、説明を割愛させていただきますことを御了承いただきたいと思います。

それでは、歳出から説明をさせていただきますが、令和元年9月議会議案資料綴を別冊で配付させていただいておりますので、補正予算の事業内容を掲載しております。御参照いただきたいと思います。

それでは、予算書の28ページ、29ページをお開き願います。ここは1款議会費でございますが、議会費は人件費のみの補正でございますので、説明は省略をさせていただきます。

次の30、31ページをお願いいたします。2款総務費1項総務管理費、中段になりますが2目文書広報費、町誌編さん事業費におきましては、町誌に掲載いたします文化財の写真の撮影業務委託料12万円を計上いたしております。

5目財産管理費、庁舎維持管理費159万5,000円の増額は、機構改革に伴います別館3階間仕切り整備工事請負費でございます。1つ飛ばしましてJR宇美駅前広場管理費、こちら

では、駐輪場の防犯カメラのネットワーク機器が故障いたしましたため、新たな防犯カメラシステムのリース料6カ月分で34万4,000円を計上いたしております。

6目企画費、次の32、33ページ、ふるさと宇美町応援寄附事業費では、本補正予算におきまして寄附金を1億円増額いたしておりますため、これに係る経費としまして運営代行手数料5,239万5,000円など、合計で6,305万6,000円増額補正をいたしております。

次の総合戦略策定事業費では、第2期の総合戦略を年度内に策定するよう国のほうから指示がございましたので、推進懇談会委員の謝礼金を3回分で3万6,000円、郵便料を7,000円計上いたしております。

7目電子計算費、情報システム管理費217万9,000円の減額は、パソコンリース契約の締結に伴いまして執行残見込額を減額整理するものでございます。

次の情報システム共同化事業費では、会計年度任用職員制度関係システム改修業務等3件の委託料で、合計430万7,000円を増額補正しております。

8目自治振興費、地域コミュニティ支援事業費では、地域コミュニティ交付金の交付額確定に伴いまして、執行残10万7,000円を減額整理いたしております。

次の34、35ページお願いします。14目基金費、財政調整基金費では、財政調整基金積立金を2億8,400万円増額いたしております。これは、本年度当初予算に計上し取り崩しをいたしました2億8,100万円を全額積み戻し、さらに本補正予算の歳入で計上しております国民健康保険高額療養資金貸付基金の減額収入300万円を本基金に積み立てするものでございます。

また、本補正予算後の町制施行100周年記念事業応援寄附金の予算額にあわせまして、町制施行100周年事業基金に4,600万円を積み立て、残る本補正予算上の歳入の超過額6,448万3,000円を、庁舎建設等基金に積み立てることと今回いたしております。

17目町制施行記念事業費、100周年事業推進事業費7万6,000円の増額は、100周年記念式典に係ります打ち合わせのための東京までの旅費を計上するものでございます。

2款総務費2項徴税费、次の36、37ページをお願いします。中段の2目賦課徴収費、町民税賦課経費では、確定申告業務が円滑に行えるよう臨時職員賃金を38万1,000円、税理士派遣業務委託料を19日分で41万8,000円計上いたしております。

次の収納経費では、福岡地区合同公売会への参加負担金2万円を計上しております。

3項戸籍住民基本台帳費1目戸籍住民基本台帳費、次の38、39ページ、右側の戸籍住民基本台帳管理費では、100周年記念事業といたしまして、令和2年1月から出生届提出時に、記念品の木製スプーンにメッセージカードを添えまして配付することとしておりますため、ラッピング袋、リボン、メッセージカード等の消耗品費を3万2,000円増額する一方、証明書用偽

造防止用紙印刷費の執行残27万2,000円を減額補正いたしております。

5項統計調査費2目指定統計費、全国家計構造調査関係経費では、調査員及び指導員報酬の額の確定や歳入の県委託金の交付決定額にあわせまして、それぞれの費目を増減額補正いたしております。

次の40、41ページをお願いいたします。3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費、右側中段の民生委員・児童委員支援事業費1万3,000円の増額は、民生委員退職記念品代の不足額の増額補正となっております。

一番下の3款民生費2項児童福祉費、次の42、43ページの中段になりますが、4目子育て支援事業費、放課後児童健全育成事業費では、さくらんぼ第2クラブの緊急避難口確保のため、窓の修繕料24万6,000円を計上いたしております。

次の子育て支援関係経費では、幼児教育・保育の無償化に伴いまして、ファミサポと病児保育に係ります施設等利用給付費3万9,000円を計上いたしております。

5目保育園費、届出保育施設等事業費は、今回新設した費目でございます、ここでは幼児教育・保育の無償化に伴い、認可外保育所等に係ります施設等利用給付費1,177万8,000円を計上いたしております。

次の44、45ページを飛ばさせていただきます、次の46、47ページをお願いいたします。4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費、右側中段になります保健衛生関係経費では、職員の産休等に伴いまして、嘱託職員、非常勤職員及び臨時職員に係る経費を合計で386万8,000円計上いたしております。

2目保健衛生施設費、健康福祉センター運営経費では、多目的トイレドア及びエレベーターの修繕料として94万3,000円、それと不足しますエルゴメーターのリース料を5万4,000円増額するほか、次の48、49ページ、右上にあります工事請負費におきまして、機構改革に伴います1階内部改修等工事費218万3,000円と屋上の笠木等改修工事の執行残114万6,000円を相殺いたしまして、103万7,000円を今回増額補正しておるところでございます。

次の50、51ページをお願いいたします。6款農林水産業費1項農業費、中段の3目農業振興費、農業振興事業費では、県の補助金の交付額決定によりまして、経営所得安定対策推進事業補助金を5万8,000円増額いたしております。

5目農地費、農業基盤保全事業費では、サヤ堰取水ゲートにふぐあいが生じ、営農に支障が出ておりますため、ゲートの改修工事請負費660万円を計上いたしております。

次の52、53ページをお願いいたします。7款商工費1項商工費、最後の3目観光費、観光促進事業費では、PRポスター500部の印刷製本費20万4,000円と、商工会と共催で実

施いたしますPR手法スキルアップ講習会5回分の負担金5万円を計上いたしております。

次の54、55ページをお願いします。8款土木費1項土木管理費1目土木総務費、土木事務関係経費9万7,000円の増額は、大判プリンターの故障に伴います新規のリース料6カ月分でございます。

2項道路橋りょう費1目道路橋りょう総務費の道路橋りょう関係経費では、不足いたします県道路協会負担金を2万5,000円増額いたしております。

2目道路橋りょう維持費、道路橋りょう維持管理費では、平成30年度の点検結果で黒橋の早急な補修が必要という結果が出ましたため、調査・補修設計業務委託料を584万5,000円計上する一方、橋りょう維持補修工事請負費を同額の584万5,000円減額補正をいたしております。

次の56、57ページをお願いします。3項河川費1目河川総務費、河川管理費では、不足いたします県河川協会負担金を2万6,000円増額いたしております。

5項都市計画費、下のほうになりますますが5目公園費、公園管理・整備事業費30万1,000円の増額は、広場16用地の購入費でございます。

次の58、59ページを飛ばさせていただきまして、次の60、61ページをお願いいたします。9款消防費1項消防費2目非常備消防費、消防団活動支援事業費9万4,000円の増額は、第2分団消防ポンプ車購入事業で必要となります工場検査が兵庫県での実施となりますため、それに係る旅費を計上するものでございます。

4目防災対策費、防災対策事業費では、原田中央自治会の防災無線ケーブル、これの修繕費25万円の増額と補正予算1号で予算化をしておりました防災行政無線屋外子局移設工事費につきまして、相手方との協議で手法を変更したことによりまして、アンテナの改修工事費45万9,000円を残し、差し引き200万円を今回減額補正いたしております。

次の62、63ページをお願いいたします。中段からになりますますが、10款教育費2項小学校費1目学校管理費、原田小学校管理費7万1,000円は、保健室内洗濯機の故障に伴い新規購入費を計上するものでございます。次の桜原小学校管理費では、職員室内の電話機にふぐあいが生じており、機器自体が相当古いことから、校内全体の電話機更新工事請負費93万1,000円を計上いたしております。

2目教育振興費、宇美小学校教育振興費では、本年度から3カ年事業といたしまして、県教育委員会が実施する、学ぶことに挑み続ける子どもを育む鍛ほめプロジェクト事業の業務委託を宇美小学校が受けたことにより、事業に必要な経費といたしまして、消耗品費14万5,000円と教材備品購入費5万6,000円を予算化しております。なお、この事業につきましては、県委託金100%の事業でございます。

4目施設整備費、桜原小学校施設整備費では、次の64、65ページ、右上のほうになりますが、来年度工事を計画するに当たり、校舎、体育館の外壁改修工事とトイレ改修工事の実施設業務委託料1,905万5,000円と外壁等のアスベストの含有分析調査業務委託料147万1,000円を計上いたしております。

3項中学校費4目施設整備費、宇美中学校施設整備費におきましても、来年度工事を計画するに当たりまして、体育館外壁等改修工事実施設業務委託料を906万円計上しております。

次の5項幼稚園費1目幼稚園費、私立幼稚園就園奨励事業費では、幼児教育・保育の無償化に伴いまして、本事業が9月末をもって廃止となりますため、9月分までの支給額を推計し、執行残予定額4,597万円を減額補正しております。次の施設等利用給付費では、これも幼児教育・保育の無償化に伴い、私立幼稚園に係る施設等利用給付費1億65万6,000円と補足給付事業費324万円を計上いたしております。

66、67ページをお願いします。10款教育費6項社会教育費、下のほうになります9目歴史民俗資料館費、歴史民俗資料館事業費では、右下のほうになりますが、不足いたしますコピー機使用料と博物館システム機器リース料を合計で6万円増額いたしております。

68、69ページをお願いします。7項保健体育費、中段の2目体育施設費、総合スポーツ公園管理費91万8,000円の増額は、ジュニア用サッカーゴール2セットの購入費、その下の体育施設関係経費では、体育施設全体の修繕料が不足する見込みのため、枠出し100万円を増額するものでございます。

続きまして、歳入のほうの説明をさせていただきますので、戻りますが16ページ、17ページをお開きいただきたいと思っております。

まず、1款町税2項固定資産税1目固定資産税と次の3項軽自動車税1目軽自動車税は、調定額の見直しによりまして、現年課税分の固定資産税を1,100万円、軽自動車税を200万円それぞれ増額するものでございます。

8款地方特例交付金1項地方特例交付金1目地方特例交付金では、交付額の確定により、減収補填特例交付金1,357万7,000円を増額いたしております。

9款地方交付税1項地方交付税1目地方交付税は、交付額の決定により、普通交付税を7,177万2,000円増額いたしております。

次に、13款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金と次の6目教育費国庫負担金は、幼児教育・保育の無償化に伴う利用給付費に対する国からの負担金でございまして、保育等に係る分で590万8,000円、幼稚園に係る分で5,032万8,000円を計上しておりまして、国からの負担率は2分の1となっておりますのでございます。

次の18、19ページをお願いいたします。2項国庫補助金7目商工費国庫補助金、プレミア

ム付商品券事務費補助金39万7,000円の増額は、プレミアム付商品券事業の事務費として、本補正予算で時間外勤務手当を39万7,000円計上しておりますため、同額の補助金を予算化するものでございます。

9目教育費国庫補助金、私立幼稚園就園奨励費補助金の957万9,000円の減額は歳出で補正減をいたしておりますので、それに連動いたしまして補正減するもので、次の子ども・子育て支援交付金108万円は、歳出で計上しております補足給付事業費に対する国からの3分の1の交付金でございます。

3項委託金2目民生費委託金では、システム改修費用に充てられます基礎年金等事務費委託金を11万円増額いたしております。

14款県支出金1項県負担金1目民生費県負担金と次の6目教育費県負担金につきましては、国庫負担金と同様に、幼児教育・保育の無償化に伴う利用給付費に対する県からの負担金でございまして、保育等に係る分で295万4,000円、幼稚園に係る分で2,516万4,000円を計上しており、県の負担率は4分の1となっております。

次の20、21ページをお願いいたします。2項県補助金2目総務費県補助金と5目農林水産業費県補助金につきましては、歳出予算に連動いたしました増額補正。次の8目教育費県補助金、幼稚園費補助金108万円は、これも国庫補助金と同様に歳出で計上いたしております補足給付事業費に対する県からの3分の1の交付金でございます。

3項委託金1目総務費委託金、全国家計構造調査委託金15万6,000円の減額は県からの交付決定通知によるもの。7目教育費委託金20万円は、宇美小学校で取り組むこととなりました鍛ほめプロジェクト事業の県からの100%の委託金でございます。

15款財産収入2項財産売払収入4目残余財産収入、国民健康保険高額療養資金貸付基金減額収入300万円は、3月議会で議決をいただき、減額いたしました基金の額をここで予算化し、一般会計で受け入れをするものでございます。

16款寄附金1項寄附金3目ふるさと宇美町応援寄附金では、福岡県が地域資源として、あまおう等の17品目を認定したことを受けまして、当町もそれらを返礼品として追加いたしましたため、さらに1億円の寄附金額の増を見込み今回補正をいたしております。

内訳としましては、町長指定寄附事業1,000万円、次の22、23ページ、町制施行100周年記念事業を3,600万円、町の魅力推進事業を1,000万円、子育て・教育環境整備事業を4,400万円増額しておるところでございます。

18款繰越金1項繰越金1目繰越金は、平成30年度決算の決算額の確定によりまして、前年度繰越金を補正1号の財源とした分を差し引いた残り2億6,854万8,000円増額いたしております。

19款諸収入7項雑入8目雑入の町立保育園保護者実費徴収負担金では、10月から保育が無償化となりますが、副食費につきましては、その後も保護者の負担となることから、見込みによりまして426万6,000円を計上しているところでございます。

20款町債1項町債11目臨時財政対策債は、発行可能額の確定によりまして1,761万1,000円の増額を行っております。

次に、またちょっと戻りますが、6ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費は7款商工費1項商工費、事業名が消費喚起促進事業で金額を57万6,000円と定めるものでございます。

右側7ページ、第3表債務負担行為補正、1.追加が全部で6件ございます。

1件目は宇美町町民憲章制定支援業務委託で、期間を平成31年度から令和2年度まで、限度額を298万9,000円とするもの。

2件目は、町制施行100周年記念宇美町町勢要覧印刷製本業務で、期間を平成31年度から令和2年度まで、限度額を500万円とするもの。

3件目は、町制施行100周年記念事業で、期間を平成31年度から令和2年度まで、限度額を2,000万円とするもの。

4件目は、収納業務委託で、期間を平成31年度から令和4年度まで、限度額を1,879万円1,000円とするもの。

5件目が証明書発行窓口等業務委託で、期間を平成31年度から令和4年度まで、限度額を7,641万円9,000円とするもの。

最後の6件目が、PR動画作成業務委託で、期間を平成31年度から令和2年度まで、限度額を187万円とするものでございます。

次の8ページをお願いいたします。

第4表地方債補正、1.変更は限度額を変更するもので、臨時財政対策債の限度額3億6,600万円を本補正予算に合わせまして3億8,361万1,000円に変更することについて提案をするものでございます。

最後になりますが、予算書の最後70ページと71ページに今回の補正に係ります給与費明細書を掲載いたしております。御参照いただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。御審議の上、可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（古賀ひろ子君） ただいまから2時まで休憩に入ります。

13時51分休憩

.....
14時00分再開

○議長（古賀ひろ子君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑の方法についてお諮りします。歳入と歳出に区別の上、歳出は適宜こちらのほうで指示いたし、歳入一括、最後に総括質疑という順序で審査を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 異議なしと認めます。質疑のある方はページ数をお示しの上、質疑をお願いします。

それでは、歳出1款議会費から2款総務費まで、28ページから39ページまで質疑のある方はどうぞ。1番、丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 31ページ、JR宇美駅前広場の管理費、防犯カメラのリース料についてお伺いします。

設置から9年経過したということです。現在このカメラ、防犯カメラですね、カメラは壊れていないのか、通信のシステムがいかれてしまったと書いてありますけども、カメラが壊れていないのかを知りたいんです。どれくらいの耐久性があるのかというのを知りたいんです。

それと、あと、これたしか国の補助もあってですね、55%の補助ももらってつけた記憶がございますけれども、そのまま買い取って設置して、こちらで維持管理していくのに幾らかかるか。

リースだと9年間で、600万超えちゃうんですよ、リースだと。買い取りだったら幾らかかるのか、9年もったとして、どのくらい費用対効果というのを検証されたのか回答してください。

○議長（古賀ひろ子君） 丸田まちづくり課長。

○まちづくり課長（丸田宏幸君） まず、カメラの件につきましては、正直なところ、かなり老朽化が進んでいまして、近いうちにつけかえなければならぬんじゃないかと心配しているところですが、現在のところは、特に画像が悪いということもなく映っております。よって、使えるところまで使っていこうというところはあるんですが。

それから、費用比較につきましては、買い取りの場合とリースの場合と当然やっとります。

9年間という年数では試算をしておりますけれども、6年だったですかね、耐用年数のところで試算をしましたところ、買い取りプラス維持管理費用ですね、買い取りと維持管理費用を足した数字が600万ぐらいたしかかりました。リース、こちらは今回メンテナンスリースでして、そういった維持管理の分も含めています。100万以上こちらのほうが安いということで、今回リースのほうに踏み切ったというところでございます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 1番、丸山議員。

○1番(丸山康夫君) ネットワークシステムを修繕したら、幾らかかったんですか。

○議長(古賀ひろ子君) 丸田課長。

○まちづくり課長(丸田宏幸君) 当然ながら、一番最初にお話ししたのはその修繕からお話をしているんですが、もうこれらの機器がないということで修繕ができないと。それで、もう買い直すしかないという話になって、今回このようなことになったということです。

もう御存じのとおり、監視カメラにつきましての効果、効用、これはもう今も外すということはありませんので、そのような観点から、ううんとなりながら、予算のほうをお願いしたというところでございます。

○議長(古賀ひろ子君) ほかに、ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(古賀ひろ子君) ないようです。

次に、3款民生費から4款衛生費まで、40ページから49ページまで質疑のある方はどうぞ。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(古賀ひろ子君) ないようです。

次に、6款農林水産業費から9款消防費まで、50ページから61ページまで質疑のある方はどうぞ。7番、時任議員。

○7番(時任裕史君) 57ページをお願いします。

8款5項の17節土地購入費30万1,000円の内訳についてお伺いしたいと思います。坪単価幾らで購入されて、何坪購入されたのか回答を求めます。

○議長(古賀ひろ子君) 佐伯総務課長。

○総務課長兼福祉課長(佐伯剛美君) 予算説明の中でもお話がございましたが、6月の定例会の中で、総務課のほうから防災無線のアンテナの件で計上させていただいていたところの用地購入の話でございます。

これに関しましては、前回の補正予算の中で議決をいただいていたわけですが、その後、議員各位からの御指摘、また御忠告等があり、その後、業者のほうと話をさせていただき、今回、公園用地として購入をさせていただくというところになったものでございます。

いずれにしても、交渉は安全安心のほうで設置した防災無線のところでございますので、公園用地の予算のところ、私どものほうでお話をさせていただいたということで、土地の部分に関しましては、4.3平米ぐらいの土地を購入させていただいております。正確には4.225平米という形になっております。

そもそも議員御存じのようにこの土地に関しましては、ミニ開発が入っておりまして、既にも

う開発が行われております。

そういった中からお話をする中で、相手方との協議で、実際この相手方に、開発業者のほうで購入されるお客様のほうに、売られる単価の分で町に譲っていただけるということになりました。ちなみに、平米単価は7万円でございます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 7番、時任君。

○7番（時任裕史君） 私が聞いたのはその説明よりも、その坪単価が幾らかと、何坪買ったかということを知ったんですが、1.3坪購入されて、坪単価が27万ということですね。そこをお聞きしたんです。

今計算してちょっとわかったんですけど、あそこの新成自治会のヒイラギエンの公園の土地、坪27万円ですか、これなんかすごい前例ができたんじゃないかと私は思うんですが、あそこは坪27万もしませんよ、大体平均坪単価が13万とか12万とか、これ倍以上の購入されている形になりますよ。これを知った町民の方、どう思われると思います。

ちょっと、町長にお伺いしたいんですが、大体あそこの坪単価十二、三万です。そして、今回購入されたのが27万円、これは、町行政に対して、町民の信頼を著しく失墜させるのではないかというふうに考えます。

そもそもの坪単価の倍以上の金額で、その土地を購入する。これは、これを知った町民の方、怒るんじゃないかと私は思うんですが、その点に関して、町長はどのように考えるのか、回答を求めます。

○議長（古賀ひろ子君） 木原町長。

○町長（木原 忠君） もともと御案内のように、移設を当初御提案をさせていただいた案件でございます。

そうした中で、いろいろ議会のほうからの情報提供でありますとか、それからそれを受けまして執行部内でもいろいろ協議をした結果、開発業者のほうも売買ということで便宜を図っていただけると、そして議員のほうからもいわゆる本来移設云々よりも土地購入のほうが効率的やないかと、費用対効果も高いんじゃないかというような御助言等もいただきまして、そういった経緯を踏まえていろいろ話した結果、それから民間開発業者のそういう動きもございまして、じゃあ購入ということで、当初のいわゆる移設に関する経費よりもはるかに購入のほうが安価に済むという結果も踏まえて、こういう断を下したということでございますけども、ただ、坪単価云々につきましても、いろいろその評価の観点でどのような形で評価をしていくか、今、総務課長のほうで、通常のいわゆる開発に伴う他の部分の坪単価当たりと比較をしまして、その額でという説明を今総務課長のほうでやりましたけれども、その詳細については、私はちょっとその深いとこ

ろは詳細には把握しておりませんので、その辺の経緯はあわせて所管の総務課長のほうから答弁させたいというふうに思います。

○議長（古賀ひろ子君） 佐伯総務課長。

○総務課長兼福祉課長（佐伯剛美君） 今、町長のほうからお話がありましたように、相手方との交渉の中で、相手方が提示してきた金額で今回補正予算の計上をさせていただいたというのがすべてでございます。

ただ、もともとの話の出発点の部分に関しましては、越境しとったところからの話でございます。

非はすべて町にあるというところで、前回の6月定例会の中でもお叱りをいただき、その後、全員協議会の中でも説明等々させていただきました。

いずれにしても、町のほうに非があるといったところから相手方との交渉というのを今回行ったところ、この金額になったというところでございますので、御了解いただけたらと思うところでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 7番、時任議員。

○7番（時任裕史君） では、相手が1.3坪30万で購入いただきたいということで、わかりましたということで、それ以外の交渉はされていないということで間違いはないですか。

○議長（古賀ひろ子君） 佐伯課長。

○総務課長兼福祉課長（佐伯剛美君） それ以外の交渉、もちろんしております。

議員がおっしゃられるように、我々もこの金額は当然高いと判断しておりまして、実は最初に相手方が提示してきた金額は、これよりもかなり高い金額でございました、というところから金額交渉をさせていただき、今のところ、この7万円という金額で、平米単価ですね、という形で落ちついているというところでございます。

もちろん、補正予算でこれから計上しておりますので、相手方との交渉の余地はまだございますので、いずれにしても、我々もこの金額が妥当な金額とは思っておりません。

相手方との交渉で、少しでも安い金額での用地購入ができたらと思っているところでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 7番、時任議員。

○7番（時任裕史君） それでは、交渉されて30万まで金額を下げることはできたということなんですが、通常よりも倍以上の金額で土地を購入されたということで、これを、この事実を町民が納得されると思いますか。回答を求めます。

○議長（古賀ひろ子君） 佐伯課長。

○総務課長兼福祉課長（佐伯剛美君） 今、時任議員が購入されたという言葉でお話をされており

ますが、まだ、購入はしておりません。

今回補正予算にとりあえず計上させていただいている、当然これから交渉はございます。

ただ、相手方が提示してきている金額は、先ほどもお話ししましたとおり、今回計上させていただいている金額よりもかなり高額で出してこられた。

それをこちらでも交渉しながら、この金額になっておるわけでございますが、もともとの非が町にあるというところからいきますと、まあ交渉ラインのところがいかななものかと。

6月のお話の中でも差し上げておりましたが、もともとの越境の話がわかったところの中では、相手方は移設をしてほしいと、これがスタートラインでございました。

その中で、私どものほうからも、議員がおっしゃられるように用地購入であったり、用地交換であったり、そういったところができないかという話し合いの中で、最終的にこの問題、非は町にあるというところで、当時、例えば航空写真であったり字図であったり、きちんと図面に合わせて確認を怠っていた担当の誤りであった、もちろんこれに関しましては上司である私たちも確認不足であったといったところは、全員協議会の中でもお話ししたとおりでございます。

ただ、後はどのようにリカバリーをしていくのかというところが我々に残されているところでございます。相手方と丁寧な話し合いをしながら、妥当なところを着地点を探していつているというようなどころでございます。今のところ移設はもう既に考えていないというところでございますので、今回減額補正もさせていただいておりますし、あと用地購入に関しましては、予算案を認めていただければ、ここから用地購入に対するさらなる交渉を進めてまいりたいと思っております。

○議長（古賀ひろ子君） 7番、時任議員。

○7番（時任裕史君） それでは、これと同じことというか、結局その61ページの修繕費で25万円、この25万円というのは、61ページですね、15節工事請負費の25万円、この25万円というのはアンテナの修正といいますかその工事費で間違いないでしょうか。回答を求めます。

○議長（古賀ひろ子君） 佐伯課長。

○総務課長兼福祉課長（佐伯剛美君） 61ページ、防災対策事業費で出てくる25万円は、政策経営課長が予算説明でしましたように原田中央区で不備が起こっている部分の修繕でございます。

ただ、今回その下段、工事請負費のほうで減額補正をさせていただいている差金が出ております。

約40万、45万円ほどの差金が出とるわけでございますが、これに関しては、議員おっしゃられる新成区のその用地の部分のアンテナ部分、結局これも全員協議会で御説明を差し上げましたが、アンテナ部分に関してはすげかえをしないとイケないと言われております。

だから向きを変えるとかそういう感じでは対応できないと、もう、つけかえということになりますので、この分が45万円ぐらいの費用がかかるという形で言われているところでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 7番、時任議員。

○7番（時任裕史君） それであれば47万円のアンテナの補修代がかかると、そして土地代は倍以上の金額で購入される予定であるということであれば、アンテナの飛び出した部分、下の用地を購入することが可能になるんじゃないですか、そこはどうですか。回答を求めます。

○議長（古賀ひろ子君） 佐伯課長。

○総務課長兼福祉課長（佐伯剛美君） お答えいたします。

その話も当然させていただいております。アンテナが飛び出している部分、空中の部分が越境、今現在もしております。で、これらについては、相手方との交渉の中で、それをさらにえぐるといって形になってきます。

今回直線で、分筆をさせていただくという形で話をしております。

議員、土地の形を見ていらっしゃると思いますが、がっくりができてしまう、その角度がさらに深くなるということで、結局、分筆をする際に1本で切れなくなってしまうということになりますので、相手方との話でこれがぎりぎりのラインですということに相なっているところでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 7番、時任議員。

○7番（時任裕史君） それでは、まず、土地の購入の30万1,000円なんですが、まだ交渉中ということで、これはしっかりと交渉いただいて健全な土地の価格で購入を進めていただきたいというふうに思います。

今、この金額で、あそこの新成自治会の公園の土地を30万円で購入すると、坪単価にして27万円、これはちょっと町民の皆さんも納得いかないのではないかとこのように私は思いますので、しっかりと交渉に努めていただきたいと思います。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 佐伯課長。

○総務課長兼福祉課長（佐伯剛美君） 大変温かいお言葉をいただきまして、まことにありがとうございます。

もちろん、相手方との交渉というのは、今後も予算がつかえましたところからさせていただきたいと思います。

ただ、先ほどからお話をしていますように、非の部分が町のほうにあるといったところからの交渉であるというのが一つございます。

相手方も、今、言っているところは、これは一般に販売する金額の部分で提示しているとはっ

きり申し上げておりましたので、今回ミニ開発をされる土地を販売される金額とすり合わせをしながら、私たち交渉するのがいいかなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） ほかにありませんか。5番、入江議員。

○5番（入江政行君） 同じようなゆりが丘の防災無線の移設問題について、ちょっとお話いたします。

先日、全員協議会の場で謝罪がありました。設置に当たり、確認事項を怠った初歩的なミスと認めたと認識しています。謝罪されたんだけど、本来は、町民の方に謝罪するべきだと思います。いろいろな方法はあると思うので、必ず謝罪していただきたい。

また、こうしたミスにより大切な税金が使われようとしているんですよ、無造作に。今、財政が苦しい、苦しいと皆さん言っているんですよ。こういうことをしっかり認識していないと、財政幾らあっても足りません。

総務委員会に、私の質問に対して答弁の中で、前任者が退職して詳細がわからないという発言があり、責任転嫁とも言えるような発言がありました。これ、行政を運営している方の意見じゃないと思っています。

今、機構改革と称して形だけはやられていますけど、内容が伴っていないと改革にならないんじゃないかなと思っています。その面で各課の意識改革、業務改革、もしくは自己啓発に取り組むべきじゃないかなと思っています。

それと61ページに明細出ていますね、修繕料が25万、工事請負費がマイナス200万、土地購入が30万1,000円、これ、一覧表もないんですよ、事業一覧表も。何ですか、これ、詳細が一切わからない、こういうやり方でいいんですか、本当にこれ議会軽視と言えますよ。こういうことが、町民の不信感をあおっていると思います。

今、土地購入については申し上げませんが、やはり、一つ一つの事案を慎重に精査してやっていてもらいたいと思っています。

その中で、初めに町民の方に対して謝罪をするのかしないのか、初めにそれを答えてください。

○議長（古賀ひろ子君） 佐伯課長。

○総務課長兼福祉課長（佐伯剛美君） 失礼いたします。私のほうから回答させていただきます。

とりあえず、詳細につきましては、全員協議会の中でも御説明を差し上げたかと思えます。

まず、1点目の部分、謝罪の部分でございますが、前回の全員協議会の中で、私でということ、謝罪を議員皆様の前でさせていただきました。もちろん、議員の皆様につきましては、町民の代表の方たちであるということで、この話を当然持ち帰って住民の方にもされているのではないかなあと思うところであり、その謝罪の部分については、執行部側から私、総務課長が代表で謝罪を議会に対して行ったという形で、私は理解しております。

それと、答弁の中で担当者が退職しておるという話で詳細がわからない部分があるということに関しましては、私も当然これまでの内容の部分について、当時どういういきさつであったのかという確認作業をさせていただきました。

6月の定例会の中では、入江議員のほうから初歩的なミス、立ち会いをしとらんやっつやないかというところで、実際立ち会いがされたのかどうかというのもわからない中で回答しとったというのが実情でございます。6月の私の答弁の中では、その確認のところにつきましては、敷地内であるということから、町の町有地の部分でアンテナを建てるわけですから、近隣の方に御迷惑をかけるというのは一切思ってなかったと勝手に理解しておったわけでございますが、結論的には入江議員が御指摘された初歩的なミスの部分について、当時立会をしとったのかどうかの確認作業については、職員が退職したりとかいう形で、結果、結論がわからないままであった、多分、しとらんのだろうというところの回答になるかなと思います。

いずれにしても、今回のミスの部分、非常に町の公共物を民地にかかるような形でつくっていたということに関しては、とても初歩的なミスが重なったんじゃないのかなあと思っております。我々としましては、今後こういうことが起きないように、町有地だから何の確認もなくとかいうようなところについては、もちろん、失礼千万であると思います。きちんと、先ほども申しあげました航空写真であったり字図なりを突き合わせ現地確認をし間違いないと、また、隣地に影響をするようなところに関しましては、当然、隣地の持ち主の方等立ち会いをする等をきちっと行いながら、行っていくべきだと思っております。

これは、安全・安心のアンテナの話だけでなく、例えば、道路であったり、橋梁であったり町の持ち物はたくさんございます。そういうようなものに関しましても、職員一同、それに関しましてきちんとした認識を持ちながらやるべきであるかなと思います。

また、入江議員の質問の中で、もう1つありましたが、機構改革の部分とそれと今後の職員の厳正厳格化の部分というのをリンクして話をするというのはいかがなものかなとは思いますが、いずれにしても、こういう初歩的なミスで住民の方からの税金を投入しなければならないといったことは事実でございますので、これに関しましては、私たち管理職、また、町長、副町長、教育長、三役を含めたところで一体となり、今後、こういうミスが発生しないように、また、住民の方に御迷惑をかけないようにしていくべきだと、かように思っておりますので、今回のミスに関しましては全責任は私にあると思っておりますので、リカバリーのほうをしっかりとってまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 5番、入江議員。

○5番（入江政行君） 私が最終的に質問しました町民の方々に対しての謝罪はどうするのかと言

っているんですよ。

ホームページもあるでしょうし、うみ広報もあるでしょうし、私これ民報でこれ配ったんですよ。そしたら、私のところに何人か「入江議員、これ徹底的に追求しなさい」と、「我々が払っている税金でこんなミスがある、やっぱ、納税意欲を失いますよ」という言葉が来ているんですよ。その中、だから今言ったように、先に町民の方々に対してのおわびをするしかないと思いますよ。それが今、回答の中に全くないんだけど、それしないんですか、町民の方に、おわびは、謝罪は。答えてください。

○議長（古賀ひろ子君） 佐伯課長。

○総務課長兼福祉課長（佐伯剛美君） 町民の方におわびをする仕方というのが、まだ、具体的に予算も使われていない、これからどのような形で相手方と交渉していこうかというラインの部分だと思います。

ただ、前回補正予算を計上し、御議決をいただいた後に、そういう御指摘をいただき、やろうとしたことが安直過ぎやせんかといったところからのスタートだったと思います。そういったところから、きちんと私たちのほう、議員のほうからの御指摘も踏まえながらリカバリーを一生懸命やろうとしております。

いずれにしても、もともと、例えば私有地の部分に越境しとったという内容につきましては、今回の件が初めてではないと思います。いろんな用地の部分については、難しい話がたくさんございます。

そういったところの中で、この1点だけを捉えて、例えば広報紙でこういうミスをしていましたというところを書くのがいいのかどうか。いずれにしましても、私が話している内容につきましても、これは基本的にはホームページで議事録としてアップされます。当然、議会の答弁内容についても、すべて住民の方に広く公開されますので、このような形で、謝罪というのを御理解していただけたらと思うところでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 5番、入江議員。

○5番（入江政行君） これねえ、町民の税金でこれやっているんですよ。本当に初歩的なミスでね、これ回避されるんですよ。それをやっていない。あなたが謝罪したのは、そういうミスを認めたから謝罪しているんですよ。だったら、我々議員じゃなくて、代表なんだけども、町民の方々にね、最初に謝罪するのが当然のことじゃないですか。しないということですか。

〔「議長、議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 5番、入江議員。3回繰り返されてますので。（「はい、じゃあわかりました……」と呼ぶ者あり）入江議員。いや、3回繰り返しになっておりますので、発言をここで一旦。（「やめるということですか」と呼ぶ者あり）はい、よろしく申し上げます。10番、

小林議員。

○10番(小林征男君) 佐伯課長にお尋ねしますが、この平米7万円とさっきからおっしゃっております。ならば、7万は27万。それからこの30万1,000円で計算してあるから、平米が7万円でございますけ21万だからそれでいいじゃないかとですか。その27万ちゃどっから出てきたとですか。坪の27万ちゃ、そこをちょっと聞かせてください。

○議長(古賀ひろ子君) 佐伯課長。

○総務課長兼福祉課長(佐伯剛美君) 申しわけございません。

私が平米単価、1平米当たりの単価で申し上げたので、ちょっと話がおかしくなっているんですが、時任議員は坪単価が幾らなのかという形で御質問されました。だから、1坪は3.3平米ですね、ということですので掛ける3.3になりますので、おしゃられている内容はそういうことだと思います。

○議長(古賀ひろ子君) 10番、小林議員。

○10番(小林征男君) それに対しても坪27万にはなりませんよ。平米7万なら21万でしょうもん、3.3で1坪なら。27万という話はどっから7万は出てこらしたのか。

○議長(古賀ひろ子君) ちょっとその発言、時任議員は答えられなくていいと思います。済みません。執行部のほうで坪単価が幾らということを明確に。佐伯課長。

○総務課長兼福祉課長(佐伯剛美君) 坪単価でいきますと23万1,000円ということになります。よろしくお願いたします。

○議長(古賀ひろ子君) 9番、脇田議員。

○9番(脇田義政君) 先ほどの総務課長の答弁では、平米当たり7万と言われたんですよね。平米当たり7万ということは、坪単価にしたら、大体21万から22万ぐらいなんですよ。そして、先の相場27万、坪27万より安いじゃないですか、坪にしたら。27万より5万ぐらい安いんですよ。何か、数字がひとり歩きしよるみたいだけど、相場の27万よりも安いんじゃないですか。坪当たり22万ぐらいしかならんですよ、これ、平米が7万ということは。

○議長(古賀ひろ子君) もう一度、執行部に坪単価が幾らかということを明確に答えていただきます。佐伯課長。

○総務課長兼福祉課長(佐伯剛美君) 申しわけございません。

私の説明が非常に悪くて、かみ合っていないで申しわけございません。坪単価に関しましては、23万1,000円、3.3平米で計算しますと、今、7万円で平米単価言われておりますので、掛けますと23万1,000円ということになります。

今回、用地購入をさせていただく、先ほど言いました分筆させていただく面積に関しては4.3平米という形で考えておりますので、そのような金額になっているというところでございま

す。

○議長（古賀ひろ子君） ほかにはありませんか。2番、平野議員。

○2番（平野龍彦君） 事業一覧の6ページ、ごらんいただきたいと思います。

1つ気になっている文言があります。アスベスト、石綿……

○議長（古賀ひろ子君） まだ、そこまで行っておりませんので。（「そしたら、済みません」と呼ぶ者あり）61ページまでの質疑をお願いします。（「事業一覧の3ページ、サヤ堰ですね」と呼ぶ者あり）平野議員。終わっております。——あっ、そこはいいですか。済みません。

○2番（平野龍彦君） 事業一覧の3ページをごらんください。

サヤ堰取水ゲート改修工事がありますが、そのふぐあいの内容が、もう一言、二言、言葉をつけ添えていただきたいと思うわけですが、多分管理されていると思いますので、御説明を願いたいと思います。

○議長（古賀ひろ子君） 瓦田農林振興課長。

○農林振興課長（瓦田浩一君） お答えいたします。

事業一覧のほうにも、もう一度あれですけど、3ページの下段のところに農業土木工事請負費単独という形で、サヤ堰取水ゲート改良工事で660万というふうに上げさせてもらっております。詳細といいますか、もともと、このサヤ堰といいますのが、せっかくでございますので、位置図もつけさせてもらっております。

事業一覧の8ページ、A3の見開きでございますけれども見ていただきますと、上北川橋の交差点付近、宇美川そしてミスターマックスの前ぐらい、そこにあります井堰でございます。それがサヤ堰でございます。

これが、全体がかなり老朽化をしております、これも毎年予算を——当初予算に計上いたしまして、県営事業で町の持ち分8%、あとは国と県の負担ということで改良工事を県のほうでいただいております。

その別に、その中で一緒にできないのかということの県とかにも交渉をしたんですけども、本体ではない取水ゲートについては、やはり、県の対象ではないという形でございます、詳細といいますのがゲートの開閉機とかいうのがあるんですけども、それがふぐあいで、実際に現在取水ができない状況であるということでございまして、もうすぐ農閑期になりますけれども、農閑期間に県の工事の事業主体にあわせて工事を行っていただいて、少しでも安くしようという形で予算を計上しているものでございます。

以上でございます。

○議長（古賀ひろ子君） 2番、平野議員。

○2番（平野龍彦君） おおむねわかりました。

以前からふぐあいというお言葉ですが、私はてっきり昨年の7月6日でしたかね、金曜日、集中豪雨、正法橋を私見に行きました。命がけで見に行ったわけですが、もう氾濫寸前でしたね。それでなったのかなと思って質問したんですが、それ以前からこういうふぐあい取水ゲートのふぐあいがあったのかどうか、お答えしてもらいたいと思います。

○議長（古賀ひろ子君） 瓦田課長。

○農林振興課長（瓦田浩一君） 平野議員が言われるように、少しは水害の影響もあるかもしれませんが、それ以前からもふぐあいがありましたので、5カ年計画で、既に4年目の改修工事中でございます。

以上でございます。

○議長（古賀ひろ子君） ほかにありませんか。1番、丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 先ほどの防災無線のところ、私の中じゃまだ終わっていませんので、幾つか聞きたいと思います。

先ほど、再発防止策を考えていかなければならないという答弁をされました。まだ、やってないんですか、再発防止策を。すぐ、私は同じ立場だったらこういった事案が発生していると、こういった半永久的な公共物を設置する際には、こうこうやってこうしなさい、そういった再発防止策を職員の方々に周知しておかなければいけなかったんじゃないですか。

かなり、後手に回っていると思いますけれども、やったんですか、やっていないんですか。多分やっていないと思いますが、今後どうやってしっかり周知するんですか、いつするんですか回答してください。

○議長（古賀ひろ子君） 佐伯課長。

○総務課長兼福祉課長（佐伯剛美君） 回答いたします。

おっしゃられますように、今回こういうミスが発覚したという部分についてでございますが、今議会に伴う全員協議会の中で、具体的な説明をまずは議員の皆様方に差し上げたと思います。

それを受け、当然ですけれども、現場を担当しておる南別館の建設・都市計画課、それと農林振興、あと上下水道、こういう技術関係の職員に関しては、こういうことが起きておるといったところに関しては、当然、話の内容はわかっていると思います。

また、先ほど来、私回答しておりますが、今回のミスに関しては、やはり、丸山議員も事前の打ち合わせの中でお話はしてありましたが、やはり、きちんと図面確認、現地確認、きちんと物差し当ててみたのかというようなところの確認がいよいよもってなかったと。基本的なところの確認不足が重なってこうなったんじゃないのかなあというところからスタートしておりますので、再発防止というよりも、まずは基本に徹底してやるといったところに関しては、これからきちんと、これに関しては技術職だけではなく、事務職でも同じようなことが言えると思いま

す。

いずれにしても、業務の厳格化の部分については、総務課のほうから職員全体に対し厳格な業務を行うような指示を近々で行いたいと思います。具体的にいつとは言いきりませんが、たちまちで言いますと、来週課長会議を開きますので、その中でまずは周知徹底をし、各課に持ち帰っていただき、課長の口から職員への徹底を図りたい。

いずれにしても、例えば、これが虚偽であったとか、例えば不正が働いたとか、そういう内容ではございません。あくまでも、ミスの部分についてきちんとして正さないといけない部分、これは初歩的な部分でございますので、いずれにしても、これに関して職員の処分が云々とかそういう内容ではございませんので、リカバリーをしっかりと、今後こういうことが起きないように再発防止というのを課長会を中心に職員全体に浸透させるよう努力してまいります。

○議長（古賀ひろ子君） 1番、丸山議員。

○1番（丸山康夫君） しっかりやってください。

それと、私こういった予算計上にかかわることについて、政策経営課に聞きたいと思いますが、予算査定をやりますよね。私のイメージだと、もっとシビアにやっていたんじゃないかなと思います。

これ、その当日、この予算の審議が終わって、6月ですね、終わってすぐ見に行きました、現地を。まあ、いたし方ないかなあという気にもなりましたが、その日のうちに、自治会長さんが持っていた図面見ることができました。

業者さんはその時点で、買い取りという意味を表明されていたんです。地元にも買い取りますと、この用地をですね。自治会長さんにそういった説明をされていたんです。

普通、そのあたりまで予算査定の段階でチェック、前はやっていたと思うんですよね、シビアに。結構シビアにやっていたんです、私の記憶によると。何だか、もう総務課が言うならつけとこうとか、そんなふうな気がしてならないですよ。

今後の予算査定のやり方、補正予算の計上の仕方、そのあたりどう考えてあります。

回答してください。

○議長（古賀ひろ子君） 工藤政策経営課長。

○政策経営課長（工藤正人君） それは6月の計上の話ですか。

6月の計上のときは、あくまでも総務課のほうから越境していたので移設をしたいということで移設の工事請負費が245万程度上がってきたと。

当然、自分も以前の職場の職務の関係で、当然、用地購入のほうの方が安い、間違いなく安いというのはわかるので、査定場で、その場で聞きました。これ、用地購入はできないのかと、そっちらのほうの方が安いだろうと言いましたけれど、査定の中では、相手方が用地の購入はだめだという

ことで、もう、移設しかないという判断になったと。

その内容については、自分の経験上の判断とかありますけども、あくまでも、あの開発が、工場とか倉庫の建設であれば、若干横を削られたって関係ないんです。ただ、議員もよく知ってある、都市計画もやられていたんで知っているとは思いますが、宅地開発なので若干面積減らされると区画を全部見直したりとかいう可能性もあるんですね。

それが、特にもう一回、アンテナ部分の話が先ほどありましたけれど、アンテナの部分の形状が悪くなったり、1つの土地の面積ががらっともうちょっと減って、10平米減ったとかになると最低敷地面積を確保できないとかで、全体の区画の見直しとかも当然考えられるんですね。

なんで、そこは私の判断ですけど、土地の宅地分譲の開発であるということから考えると、開発の業者さんが面積を減らしたくないというのは、言っているのは、自分はわかったつもりです。なので、そのときは宅地分譲の開発の業者さんのほうが、用地の購入はだめだということでは言われたので、もう今回は仕方なく移設しかないということを確認をし、それなら仕方がないというところで、当時は移設の費用を仕方なく上げた。私としては当然ながら、土地を分筆し購入する費用のほうが安いというのわかりますから、予算査定の中では当然それは聞きました。そのときの総務課の相手方との協議の中では、そういう面積を減らしたくないので、もう移設しかないということでこの予算を上げましたということを知りましたので、それをそのまま予算査定で通し、町長査定を受け、予算を6月補正で計上したという流れになっています。

○議長（古賀ひろ子君） 1番、丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 状況はわかりました。

続いて、開発担当の窓口の方に聞きたいと思いますが、開発事前協議会の中で当然、買い取りとかって話は出てたんじゃないかなと思います。越境してるってわかってるんですね。図面としてもきちんと、もう買い取りという図面ができ上がっていたと思いますけれども、その辺から指摘するっていうのはなかったんですかね。

○議長（古賀ひろ子君） 藤木建設・都市計画課長。

○建設・都市計画課長（藤木浩一君） 私の耳に入ってきたのが、その開発段階云々じゃなくて、議会の1日前、6月の補正予算の審議の1日前に、この越境という言葉が初めて私の耳に入ってきたわけです。ですから、開発段階云々というのは、うちの課の者も知らなかったと思います。

○議長（古賀ひろ子君） ほかにありませんか。7番、時任議員。

○7番（時任裕史君） その越境の件で土地を購入するか、移設するかという件でお伺いしたいんですが。

地元の自治会長のほうには、そこの業者さんが来て購入しますよと、宇美町が購入していただける予定になっていますというようなことを業者さんが話された。

でも、宇美町のほうとしてはいや、これは移設ですということになってますが、なぜこのようなことが起こったのか、業者さんが宇美町に言う言葉と業者さんが自治会長さんに言う言葉が、なぜ違いがあったのかというところをお伺いしたいと思います。

○議長（古賀ひろ子君） 佐伯課長。

○総務課長兼福祉課長（佐伯剛美君） この話の一番スタートのところの話、先ほども差し上げましたが、開発事前協議、あの土地を開発するということで、町のほうにその話が出てきております。

事前協議に当然その設計関係の方もお見えになられ、話の一番スタートの時点では越境してる、これは当然、今、先ほど政策経営課長のほうが回答いたしました。基本は撤去してほしいと、ここからスタートしてます、越境しとったわけですから。はい、だから買い取り云々の話ではありませんでした。撤去をしてほしい。

それから私どものほうが、今、政策経営課長のほうが話をしましたが、購入という話ではできませんかと、こちらから持ち出しました。

当初は、例えば隣地との等倍交換とか、そういうこともできないですかとかいう話もしております。一番、それが、お金がかからないと思いましたが、私たちもそこをきちんと探りながら当然話をしたんですが、このところで話が二転三転するわけでございます。

相手方が、譲ってもいいですよという話になったときに、今度は私たちのほうから、家がここに建つという具体的な話がわかった中で、窓をあけると目の前に広報無線があるというのは、未来永劫残っていくんではないのかというところで、家が建つ前に敷地の反対側のところに持っていくとか、そういう形のほうが未来永劫こういう問題が残らないんじゃないのかと、そういう判断をしてきた経緯もあります。

そういった中で、相手方の設計業者のほうと協議をしようとしたわけでございますが、二転三転の話の中で最終的には、ちょっとお互いの思い違いの部分が出てしまっていて、予算計上になってしまったと。

業者のほうは、もちろん、こちらのほうから持ちかけに対して、譲ってもいいですよという話は当然されました。そういった中で私たちのほうの判断も未来永劫この先のことを考えたときにどうなのかという判断もしながらというところがあったので、結果、その食い違いの部分は出てきてしまった。

最終的に、今回の御指摘をいただき、これまでの間に設計業者のほうとも話をし、土地のオーナーさんとの話し合いもしていただいております。

そういった中で、この開発をされる土地を購入される方については、「そういう土地ですよ」というのをきちんと業者のほうから説明をしていただき、購入される方には、そういう広報無線

が家の真横に建っている物件ですというようなところの条件つきというような形でお話をさせていただくということも一応開発業者のほうからは了承いただきましたので、それなら、もう今回、購入について前向きにお願いしたいという形で、ここまでの話を積み上げてきたところでございます。

○議長（古賀ひろ子君） ほかにはありませんか。1番、丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 53ページ。こんな画期的なPR手法の研修をやるということで、5万円計上されてますけど、これ具体的にどういった研修をやるのかとラインを使ってとかということも書いてあるんですけど、教えてください。

○議長（古賀ひろ子君） 丸田まちづくり課長。

○まちづくり課長（丸田宏幸君） ことし、まちづくり課のほうでは、こういったチラシ関係、ちょっと力入れていこうと、これまで、そういったこと本当に下手くそだなというのを痛感してま

す。先日も丸山議員、SNSでちょっと上げていただけてますけど、うちのボランティアの関係です。9月28日に開催されます坂田先生にやっていただく、それシェアしていただけてましたけれども。

それにつきまして、ちょっと話は直接これじゃないですけど、ちょっとそれですが、そちらのほうも御案内させていただきますと、そちらのほうは広くいろんな方、ボランティア団体の方とかに手書きでできるチラシというものを講習会受けていただいて、ぜひどうぞ活用してくださいというものです。

今般、ここ予算化してますのは商工事業者、それから役場職員、このあたりを対象にして、パソコンを使ったもの、それをどのように展開していくのがいいのかと、単にデザイン性だけではなく、SNSを使ったりとか、いろんな手法を用いて、どうやったら皆さんに興味を持っていただけるのかという、ちょっと深いところまで掘り下げてやってみようということです。

当初は、私ども役場のほうで、これを計画をやってみようということで考えてたんですが、事業者さんもかなりこちらに意欲を持っていただきましたことから、商工会のほうに相談しまして、総額で事務費等合わせると10万ぐらいかかりそうなんですけど、お互い折半でやれませんか、というようなところをお願いしたところなんです。

商工会からもそのようなところで御了解をいただけたので、今回、予算化をお願いしているところでございます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 1番、丸山議員。

○1番（丸山康夫君） すばらしい取り組みだと思います。ぜひPRしっかりしていただいて、た

くさん参加して、もちろん役場の職員も私たちが参加したいなと思いますので、しっかり、よろしくをお願いします。ありがとうございます。

○議長（古賀ひろ子君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。

次に、10款教育費、62ページから69ページまで、質疑のある方はどうぞ。2番、平野議員。

○2番（平野龍彦君） それでは、先ほどの事業一覧6ページをごらんいただきたい。

一番上の桜原小学校校舎及び体育館の外壁のアスベスト調査ということで、150万円ほど14カ所ほど、検体といいますか調査するというか、まあ、気になってますのは、ちょっと遅いのでは。

1975年、44年前にアスベストは、製造禁止、使用も禁止、14年前にはアスベスト予防障害規則でしたかね、これも施行されてます。

その辺ちょっと御説明してもらえればと思います。

○議長（古賀ひろ子君） 原田学校教育課長。

○学校教育課長（原田和幸君） アスベストについてのお尋ねでございますけれども、ちょっと私も記憶が定かではないんですけれども、平成17年当時、公共施設のアスベストの一斉の調査を行っております。

そうした中で、一部公共施設についてアスベストのあるものについては、既に除去工事等を実施したというふうに認識しております。そうした中で、現在、学校では表立ってこのアスベストが使われているのではないわけでございますけれども、今回、改めて、この調査費用を上げさせていただいたのは、平成29年の5月に環境省のほうから石綿含有仕上塗材の除去等作業における石綿飛散防止対策についてという通知がなされました。

要は、建築用の資材の塗料の中には、石綿を含有するものがあるということで、こういった今後改修する際には、必ずこの飛散防止対策を講じてしなければいけないということで厳格に通知がなされたところでございます。

そうした中で、今回、来年度、桜原小学校の改修工事をするに当たりまして、これから設計業務を行うわけでございますが、あらかじめ、このアスベストが含まれているかどうかと、外壁材にはリシンの吹きつけ等行っておりますので、そういった仕上げ材に入っていないかどうかということのを改めて現地の調査を行いまして、それから設計のほうに進めてまいりたいということでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 2番、平野議員。

○2番（平野龍彦君） おおむねわかりました。

ということは他校、他校においては安全というふうに理解しとっていいんでしょうか。

○議長（古賀ひろ子君） 原田課長。

○学校教育課長（原田和幸君） 先ほど申し上げましたように、過去の調査においては明らかにアスベストが含まれているものはないということですが、今回お話ししたように、仕上げ材の中に含まれている可能性があるということですが、今後、改修等を行う場合にあっては、また改めて調査を行いながら確認をして作業を行うということになってまいるかと思えます。

○議長（古賀ひろ子君） 2番、平野議員。

○2番（平野龍彦君） わかりました。

そしたら、今後、改修時に、恐らく、2年前の通達では、アスベストが1%でも入っていたらですね、そういう仕上げ材に、疑いの可能性がある、ということでも国から通達があつてると思えます。

今後、改修時においてですね、発見してもらえればと思えます。

次に、14カ所で147万1,000円、これ除しますと1カ所当たりが10万7,000円でございます。庶民感覚ではやや高いと思われそうですがいかがでしょうか。

○議長（古賀ひろ子君） 原田課長。

○学校教育課長（原田和幸君） 今回、桜原小学校とあわせて宇美中学校の改修工事も計画をさせていただきわけですが、宇美中学校につきましては体育館が対象となっております、昨年度3月におきまして、このアスベストの調査を実施させていただきました。

箇所数は、2カ所でございますけれども、実施金額につきましては、15万1,000円ということになっております。

今回は、桜原小学校は校舎と体育館ということで14カ所ということで調査を行います。

今、見積もりをいただいておりますが、実際実行する段階にあっては、複数の業者に指名をいたしまして、少しでも安く実行できるようにということで進めてまいりたいと思えます。

○議長（古賀ひろ子君） ほかにありませんか。3番、安川議員。

○3番（安川繁典君） 予算書の63ページと事業一覧の5ページの中段になりますけれども、県の鍛ほめプロジェクトですかね、これの事業内容についてももう少し詳しく説明をお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 原田課長。

○学校教育課長（原田和幸君） 資料のほうは、5ページの中段になります。

今回、宇美小学校の教育振興費として20万1,000円の計上をさせていただいております。

この事業につきましては、福岡県の教育委員会が実施しておりますプロジェクト事業でございます。平成31年度からの新規事業となっております。

3月に県のほうからこの事業募集がございまして、学校のほうに落としましたところ、宇美小学校のほうから、ぜひ、この事業受けたいということでございましたので、町のほうで申請をして、正式に決定になったということでこの時期の補正予算計上となっております。

この事業名、学ぶことに挑み続ける子どもを育む鍛ほめプロジェクト事業と、非常に長い名称になっておりますけれども、現在、福岡県におきましては、鍛ほめ福岡メソッド、鍛えて、ほめて、といったことで、事業展開行っています。

その中で、児童生徒の基礎学力の定着を図る取り組みとして、この鍛ほめ福岡メソッドの考え方を取り入れた学ぶ意欲や自尊感情との向上を図る教育活動について実践的な研究を行い、その分析結果をもとに効果的な手法等を確立するための取り組みということで、今回、研究指定ということで宇美小学校におきまして3カ年間取り組むこととなっております。

一の年度に20万円ということで県から委託金が支払われることになっているものでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 3番、安川議員。

○3番（安川繁典君） 宇美小学校で行われる、その事業内容というのは、まだ決まってないのでしょうか。

○議長（古賀ひろ子君） 原田課長。

○学校教育課長（原田和幸君） 現在、宇美小学校におきましては、福岡県の学力向上推進事業として、少人数指導であったりとか、国語科算数科を中心に基礎学力の定着に向けた取り組みを行っていただいておりますが、それを拡充する形で取り組みを進めていきたいというふうに思っているところです。

○議長（古賀ひろ子君） ほかにはありませんか。5番、入江議員。

○5番（入江政行君） ページ数が65ページ、事業一覧表は7ページ、ここに、施設等利用給付費、これは幼保無償化について記載されているわけですが、幼児教育・保育の無償化が10月から実施されます。給食費の負担の取り扱いが問題視されてます。国は、無償化に伴い年収360万円以下の世帯と第3子のいる世帯に副食材料費の免除対象者としたと書いてありました。年収360万円超えの世帯は新たな負担となるということが書いてあります。

そこでですね、秋田の横手市は、無償化に合わせて市、県がつくった助成制度に独自の上乗せを行い、すべての世帯の副食費を無料にする方針を市議会全員協議会に示しております。まだ決定はしてありませんが、宇美町もね、こういった取り組みをしてはいかかかと思っているんですけども、どうでしょうか。

○議長（古賀ひろ子君） 安川子育て支援課長。

○子育て支援課長（安川禎幸君） 幼保無償化に対する質問というふうに思うところでございます。

実は、幼保無償化、保育園と幼稚園、両方にまたがっている事業というところで子育て支援課のほうより回答させていただきます。

今、議員が質問されました、いわゆる副食費でございますが、例えば保育園、保育園を例にとりますと3歳以上への児童生徒に対しては、主食と副食というものがあるわけでございます。

例えば、町立保育園を例にとりますと、主食は弁当持参する、副食費は保育料に含まれていると、今までは保育料に含まれておったというところでございます。

今回、幼保無償化、10月から実施されるわけですが、その中で無償化の対象となるのは保育料部分ですと、副食費はそれから除外されますというふうな国の指針が示されているというところでございます。

で、当町にとりましても副食費ということで10月から徴収する予定にしているところでございますが、今、議員がおっしゃいました秋田県、事例を見てみますと県と市町村の共同で助成事業を設けるという報道がなされておりました、秋田県内に25市町村があるうちの14市町村が副食費の全面無料を実施するという内容になっているようでございます。

実は、幼保無償化については福岡県の説明会ございまして、6月に国から、うちのほうは厚労省の方が来られまして、いろんな説明をされております。

その中で副食費については、申しわけないけど負担していただくということで、国の基準額4,500円ですか、基準額も示されているというところでございます。

この副食費についての考え方でございますが、まず、さっき議員もおっしゃいましたけど、低所得の方に対する減免措置というのは講じられておると、今、議員もおっしゃいましたけど、目安として年収360万未満、あるいは3人以上の子どもさんについては、きちんとした減免を行いますと。

こういうふうになされておるときに、仮に無償化を全世帯、「通常の世帯まで無償化しますよ」とした場合に結果として考えられますのが、例えば、待機児童、入りたいけど入れないという、今、現在も待機している児童やあるいは在宅で保育を行っている方、世帯ですね、家で子どもさんを見られている世帯、これらの世帯に対しては全然措置がないというところになるわけでございます。

そういった方々と比べて不公平が生じるのではないかと、これは国の考え方でもあるんですけど、そういうふうな考えに立っているというわけでございます。

したがいまして、受益者負担という原則を考えますときに、やはり宇美町では国の指針どおりで実施してまいりたいというところで考えておるというところでございます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 5番、入江議員。

○5番（入江政行君） じゃ、ちょっと違った観点から申し上げます。

食育基本法ちゅうのがあるんですね、これ2005年に制定されてます。この第10条に地方公共団体に責務があると書いてあるんです。これはね、地方公共団体は基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国と連帯を図りつつ、その地方公共団体の特性を生かし自主的な施策を策定し、実施する責務を有すると書いてます、食育基本法にね。

この観点から、保育料無償化に伴い、これはすばらしいことなんですけども、副食費についてね、この観点からいうと町が助成すべきではないかと思えますけど、町長、どうお考えですか。

○議長（古賀ひろ子君） 木原町長。

○町長（木原 忠君） 今、議員のほうからるる御質問いただきました。

まず、副食費ですね。それは、今、子育て支援課長が申し上げたとおりでございます。

まあ、制度的にですね、やっぱりそういう、いわゆる不公平さをですね、やっぱ助長するような制度はやっぱり非常に、こう好ましくないだろうという判断のもとに、当面、国が推奨する形で、宇美町はやっていこうという、今、現時点ではそういう判断をしているところでございます。

それから、食育の話がございましたけど、今、食育基本法のイントロと言いましょか、目的のところを今、議員のほうからも御紹介がございましたけども、食育とこの今回の、いわゆる無償化のですね、話は、全く別物とは思いませんけれども、例えばその副食ですね、今、議員質問の根底にあります副食費の問題については、例えば、保育園あるいは幼稚園に行こうが、あるいは自宅におろうが、基本的には、日本人ですから朝昼晩ですね、まあ一日2食の方もおられましょけども、基本的には一日3食、お昼もおうちにおれば、おうちでそれ食べていくというですね、そういう習慣化もあるんだろうと思えますけども。

だから、まあ、そういうことにかんがみまして、主食であるご飯はおうちから持ってきて、そして、まあおかずの部分というか、副食の部分はやっぱりその何というか、みずからですね、自主的にお金を出して購入をして、まあ食育というか、まあそういう食習慣を進めていくと。

まあ基本的には根底にそういうことがあるんだろうと思えますので、議員が言われる食育基本法については、やっぱその栄養素とか、いろいろ含めてですね、やっぱり体によいものを、成育にいいものをまあそういったものをいろいろ、それから三大栄養素とかいろいろありますけども、そういったものをバランスよく、いわゆる子どもたちの成育、発達に、心身の発達に好ましい、いわゆる食環境を、学校とか自宅とか家庭とか、まあそういうさまざまな子どもたちの生活場面で適切にそういうことと意識しながら、まあ環境条件を整えていこうということ、やっぱ、ベースとした法律ですので、ちょっとまた意味合いもですね、変わってくるのかなという気がし

ております。

○議長（古賀ひろ子君） 5番、入江議員。

○5番（入江政行君） わかりました。

で、この副食費の問題がね、滞納問題があるんですよ。滞納をやることによって、保育園の利用を中断する可能性があると言われてるんです。

この点についてはどう思われるか、回答をお願いします。

○議長（古賀ひろ子君） 安川課長。

○子育て支援課長（安川禎幸君） いわゆる副食費がこれからかかるわけですので、滞納した場合はどうなるのかという御質問だというふうに思います。

現在ですね、9月までは保育料を徴収しているという状況でございます。例えば、現在の状況を説明いたしますと、まず、児童福祉法、この中で市町村は、保育が必要とする場合においては保育をしなければならないというふうに定められているわけでございます。

現在、保育料の滞納が生じた場合でございますが、速やかに相手側と連絡とりまして、会って話をするというところから始まるわけでございますが、まず、事情をいろいろお聞きした上で納付相談を実施して、実情を把握した上で、例えば分納とかですね、お約束するとか、そういう形で納付を促しているというふうな形をとってるわけでございます。

で、まあ、受益者公平の観点からも納付はしていただかねばいけませんよというお話はしてるわけでございます。

また、滞納によって保育に影響があるのかということですが、極力そういうことはないようにしなくちゃいけないというところがございますが、滞納による、例えば保育園の退園とかいうようなことは、私が知る限りはございません。

以上でございます。

○議長（古賀ひろ子君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。歳出の質疑を終結します。

次に、歳入一括質疑に入ります。16ページから25ページまで。質疑のある方はどうぞ。

1番、丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 21ページです。ふるさと応援寄附金についてお尋ねしますが、8月末の段階で幾ら入っているんですか。昨年が幾らで、ことしが幾らっていう回答ができればお願いします。

○議長（古賀ひろ子君） 丸田まちづくり課長。

○まちづくり課長（丸田宏幸君） 済みません、正確な数字、8月末時点ということでは、資料準

備しておりません。

比率、伸び率をまず申し上げます。その前に申し上げておきます。8月末現在で現在1,700万円ほどの歳入をしております。御寄附をいただいておりますところですが、これが前年比どれだけかといいますと、金額では330%、したがって、逆算していきますと500万程度、去年は500万程度ということになるかと思えます。件数にしますと771%、現在1,300件程度の御寄附をいただいておりますので、去年は、170件ぐらいだったんですかねというふうなところでございます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 1番、丸山議員。

○1番（丸山康夫君） そこで、6月に制度改正があったということで聞いてますけれども、その制度改正が終わって福岡県内の17品目が宇美町でも活用できるようになったと。

すばらしいことだなと、福岡県も頑張ったなという感じで思ってますけれども、それをPRなんですよ、どうやって宇美町でその17品目買ってもらえるのかっていうこと、パンフレットとかなんかつくりましたか。

パンフレットとかがあったらですね、私もその宣伝に加わりたいなと思ってるんですけども、いかがですか。

○議長（古賀ひろ子君） 丸田課長。

○まちづくり課長（丸田宏幸君） この広告が非常に難しい状況になってまして、商品等の御案内等はしてはならないと、お得感を強調してはならないと、非常にもどかしい状況です。

今ですね、当然ながら、ふるさと応援寄附金の御案内をするホームページというのは当然ありますので、そちらのほうでこういった商品のPRやっちはいるんですが、これを新たに、別に、例えば、新聞広告をやるとかテレビをやるとか、SNSで云々とかいうときに、どこの会社がこういった商品を扱っててお得ですよなんていうものを使った場合、これはだめだというふうに言われてました。本当に苦慮しています。PRに関してはですね。

その中で許されてますのが、町をPRするということを1つの材料として、その中に、例えば、こういう商品があります、こういう商品があります、商品名というか商品の種類ですね、こういったものはいいですよということ言われていますので、7月の末に新聞広告をした際に、以前、当初予算のときは、これぐらいの大きさということで説明させていただきましたが、これでは町のPRして商品PRしてなんて不可能なんです。それで他社に相談しましたところ、A5ぐらいのサイズのタブレット版、で、金額は同じ金額で大丈夫ですと。まあ、同等の金額ですねということで、そのような御案内をいただきましたので、そちらを活用して、町の100周年のPRにかこつけてちょっと下のほうにやったりしました。

このあたりも、ちょっとせつかくなんで披露させていただきたいと思いますが、昨年が——新聞広告をしたのが7月末で7月から8月の約1カ月ですね。

昨年は13件でした、収めていただいた件数はですね。ことしは142件にふえています。

すべてはこの新聞広告の、これ関東地区ですね、関東地区からのという件数になるのですが、すべてが新聞広告によるものと、そういうふうな分析はしてませんけれども、まあ、そういった手法、総務省の考えに反しない、目をつけられない程度においてですね、ちょっといろんなことを試しているというのが現状です。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 1番、丸山議員。

○1番（丸山康夫君） そのタブレットみたいな面ですね、これSNSで発信できないですか。

○議長（古賀ひろ子君） 丸田課長。

○まちづくり課長（丸田宏幸君） 済みません、確認をしてないんで答弁ちょっと中途半端な答弁になりますが、あくまでも新聞社のほうにその権利がございますので——あるだろうと思いますので、それについてはまた確認をさせていただければと思います。

現状は多分無理じゃないかなというふうには思います。

○議長（古賀ひろ子君） 1番、丸山議員。

○1番（丸山康夫君） できたら、何回も言ってます、SNSでの情報発信、特に、今言われたように宇美町のPRとなると、そこが一番だと思うんですよ。

当然、SNS、フェイスブックだと広告入れてます。安いですよ、これはまた、かなりの人にリーチかけてですね、いいねもたくさんもらえるとします。

やはり、宇美町のPR、宇美町をPRすることによって、ふるさと納税にどう結びつけていくかっていうところをやっていたらなと思っておりますので、そこに対する見解をもう一回だけお願いします。

○議長（古賀ひろ子君） 丸田課長。

○まちづくり課長（丸田宏幸君） 先ほど来から申し上げますように、ふるさと応援寄附金の返礼品に特化したPRというのは、非常に難しい状況です。これは、SNSであれ何であれです。

大変難しい状況にありますが、幸いにも宇美町は来年、町制施行100周年を迎えます。それをキーワードとして、今後とも100周年事務局とも意見等交換しながらですね、PRについて今検討を進めているところです。これらについて、またどっかのタイミングでお知らせできるかというふうに考えているところです。当然ながら、力は抜くことなくやってまいります。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） ほかにありませんか。2番、平野議員。

○2番（平野龍彦君） では、ちょっと関連して質問したいと思います。

返礼品ですね、今のふるさと納税の返礼品に、1番があまおう、2番がもつ鍋、3番が明太子、4番にうまかつちゃんが来ています。

数日前にこれ見てですね、私、関東の友人にうまかつちゃんを定期的に発送してるんですけど、うまかつちゃんこれ4番目に選ばれて、まあ、その経緯といいますかですね、関連づけといいますか、それ福岡県の17品目の中にうまかつちゃんがあったのではないかと、周辺自治体を調べたらですね、うまかつちゃんがないんですね、当町だけがうまかつちゃんをのせている、ちょっと経緯を説明してください。

○議長（古賀ひろ子君） 丸田課長。

○まちづくり課長（丸田宏幸君） ラーメン取り扱えるようになったというのは、当然ながら17品目、別にそこにうまかつちゃんがいいというふうになっているわけではありまして、はい、豚骨ラーメンがいいというようなところです。

そういうふうな中でハウス食品さんとそのような御縁がありまして、今回、上げさせていただいた。ただ1番目の1位、2位、3位という言葉が使われたのであれですけど、これ楽天のホームページ見られてあると思うんですね。楽天のところでは、そういった順番であらわしているだけであって、決して1位があまおうだというわけではない、今、楽天として推してるものを大きく上げていただいているというところですので、ちょっと御寄附いただいている返礼品として選んでいただいている順位ではございませんので、念のため申し上げておきます。

○議長（古賀ひろ子君） 2番、平野議員。

○2番（平野龍彦君） わかりました。

うまかつちゃんではなく、豚骨ラーメンという関連づけですね。勉強になります。

2点目。現在、8月末で1,700万、受け入れ件数が1,300弱、1件当たりの受け入れ額が暗算で1万3,000円か4,000円。

このページ、すばらしい画面です、今、丸山議員と一緒に見てますけども、これインパクトあります、すばらしい。

何が言いたいかと言いますと、単純計算です、このペースでいけば8月末で1,700万、だから単純計算でいくと5,000万ぐらいにしかならないんですね。目標は1億ということなんですけど、1億3,500万、まあそのペースといいますか、どのようにお考えかですね。

さっきと重複しますが、再度、お尋ねできればと、応援している応援メッセージとして説明願えればと思います。

○議長（古賀ひろ子君） 丸田課長。

○まちづくり課長（丸田宏幸君） このふるさと応援寄附金といいますのは、押しなべて毎月同じ

ような額が入ってくるものではありません。圧倒的に12月です。12月に圧倒的にまとまって入ってきます。

現状、330%くらい入ってきてますが、この調子でいけば、330%だけ考えればですね、1億円は超えるだろう、じゃ予算に届かないじゃないかというようなお話になると思うんですが、これもせっかくなんで公表させていただきますが、実は、今、入ってます分につきましては、あまおうは全く反映していません。あまおうは今からです。

このあまおうについて、もうちょっと掘り下げてお話しさせていただきますが、新宮町が大変高い寄附額を得ています。この大半はあまおうです。そのほかにもあまおう取り扱っているところは軒並み寄附額が高いということで、あまおうは使えないところからすると、とてもじゃない喉から手が出るほど欲しい商品です。

それが、幸いにも17品目に選ばれて、このあたりはもう自慢なお話になるかもしれませんが、他町のどこよりも先駆けて、うちがあまおうの抑えに入りました。その結果ですね。まあ、これはごくごく一般的な、あくまでも業者が言ってるような数値ですので、どこまで信憑性があるかわかりませんが、他の自治体においては、大体1,000セット、1セット3個か4個でされてあるんでしょうけれども、というところを宇美町には1万5,000セット用意しますというふうなありがたいこと言っています。

ほかの県のことも申し上げてもいいかと、都農町とかともちょっとこういう話をする中で、あまおうは多分すぐにはけるんじゃないんですかと、1万5,000セットがすぐにはけますと、これ1万2,000円なんですけど、1億8,000万になってきます。

そして、さらにもう少し、済みません、長くなりますが、御紹介というところで言わせていただきますが、実は、この1,700万円の中で、私たち過去2年間、3年間、4年間という中で、商品の、ともかく質を上げるということに力を入れてまいりました。

その結果、ことしに入りまして、とある業者の味付き焼肉セットこれが全国で週刊ランキングで16位に入るということになってきています。これも写真の撮り方とかいろいろ書いてます。

さらに、もう一種類ですね、もつ鍋等の関係になるんですが、月間ランキングで全国4位に入りました。

そういうことで、あまおうだけに頼らない、そういったものも、品ぞろえが今できているというところでの1億円は超えるというふうに考えて進めているところでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 2番、平野議員。

○2番（平野龍彦君） よくわかりました。やればできる、何事もなさはならぬ人の何とかってありましたね。

では最後、質問します。

このふるさと納税は10年前に発足しています。10年前の当町の受け入れ額が50万でしたね、たしか。私が去年当選して、3月定例会での報告が四百二、三十万、それから1,900万、で、盛んにですね、プレゼンテーションした結果、3,700万でしたね、今、3,700万。伸びてます、もう爆発的に伸びてます、ただ、出おけているんです。志免、新宮、太宰府、まあ、須恵はまだ1,000万ぐらいですけど、他町はですね、4億、6億、新宮町では10億、20億。何回も言いましたけど、新宮町はふるさと納税の利益で新宮第2中学校も建ててますよ、ええ。これをちょっとお知らせしておきます。

何が言いたいかといいますと、当町も5年、四、五年出おけておるようですが、責任転嫁をせずにですね、やればできるという精神で1億、3億、10億とですね、果てしなく、都農町が78億円ですかね、そのように最後応援メッセージを送ります。

○議長（古賀ひろ子君） 答弁要りませんか。（「もし、あつたら」と呼ぶ者あり）丸田課長。

○まちづくり課長（丸田宏幸君） 答弁ということではございません。どうもありがとうございます。

私としても、結果としてですね、出おくれたと。10年前、たしか福井市長だったですかね、スタートは、そういったところからいって、まあ出おけると言われれば確かにそうなんでしょうけれども、ここにきて商品の充実は非常に進んでいるという自覚はあります。

それから、職員のほうも日夜もうこのことについていろいろアイデアを出してくれてまして、先日も宇美町で現在35事業者が登録をさせていただいてますが、すべての事業者に対して、こういって伸びていってるので頑張りませんかとかハッパかけを職員ずっと時間使って回ってくれてます。

また、こういった状況をありがたいことに楽天、代理店ではなくて楽天の本店ですね、本店のほうで実は宇美町、今、注目していただいてまして、今度10月の初旬に事業さんを集めて、楽天の本体がどうやったら返礼品がふえていくかっていう、そういった啓発の講習会をやっていただけるということで、近隣市町村、当然、どこもやってません。

そういうふうなところで、おくれを取り返すために頑張ってますので、これからも背中を押しただいただければと思います。

○議長（古賀ひろ子君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。歳入の質疑を終結します。

次に、総括質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。7番、時任議員。

○7番（時任裕史君） 防災対策費、その関連になるか、ちょっとわからないんですけども、8月の27、28と雨が降りまして、28日に避難準備情報を発令し、5カ所避難所を開設したとい

うふうにあるんですが、その中でまなびやというところも避難所として開設されていますが、まず、このまなびやの避難所というのは、どのような立ち位置にあるのかということをも、避難所ですね、そこをお答えいただきたいと思います。

○議長（古賀ひろ子君） 時任議員にお尋ねします。予算の質疑に徹していただきたいのですが、補正予算の中でお示しいただければと思いますが。（「そしたらいいです。大丈夫です。予算とはちょっと違うんですよ……」と呼ぶ者あり）では、よかったですね。（「はい」と呼ぶ者あり）ほかにはありませんか。2番、平野議員。

○2番（平野龍彦君） 間違ってるかもしれませんが、防災無線に関しては質問していいんでしょうか。

○議長（古賀ひろ子君） はい、予算に入っておりますので、どうぞ。

○2番（平野龍彦君） わかりました。ありがとうございます。

7月16日の早朝、何曜日でしたかね、8時過ぎに町内一斉防災デジタル無線、イノシシが、ゆりが丘ですかね、福博鎌倉に出没すると、親子連れで。で……。

○議長（古賀ひろ子君） 平野議員、発言中なのですが、今回の補正予算の中のどこでということ、ちょっと……。（「総括なので、要は防災無線がイノシシが発生して1時間後、防災無線、1時間ほどのタイムロスがあったんで、じゃ、わかりました、次回、これ質問しますので」と呼ぶ者あり）済みません。補正予算の中の総括ですの御理解いただきたいと思います。（「はい、また後日」と呼ぶ者あり）ほかにはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。総括質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから、議案第40号 平成31年度宇美町一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立多数であります。したがって、議案第40号は、原案のとおり可決されました。

○議長（古賀ひろ子君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会することにいたします。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 異議なしと認めます。本日はこれで散会いたします。

○議会事務局長（川畑廣典君） 起立願います。礼。お疲れさまでした。

15時30分散会
